

富岡町及び志岐村の地域給指定に関する請願(松野頼三君紹介)(第一三二七号)
小島村の地域給指定に関する請願(岩本信行君紹介)(第一三二八号)
萩野村の地域給指定に関する請願(岩本信行君紹介)(第一三二九号)
中津村の地域給指定に関する請願(岩本信行君紹介)(第一三三〇号)
大井町及び長島町の地域給指定に関する請願(平野三郎君紹介)(第一三三二五号)
豊川市の地域給指定に関する請願(福井勇君紹介)(第一三三六号)
後免町外五箇村の地域給指定に関する請願(長野長廣君紹介)(第一三三七号)
青海町の地域給指定に関する請願(田中彰治君紹介)(第一三三八号)
境町及び上道村の一部地域給指定に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四一一号)
氷川町外二箇村の地域給指定に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四一二号)
古海の地域給指定に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四一三号)
福川町の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第一四一四号)
徳山市の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第一四一五号)
富田町の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第一四一六号)
熱海市の地域給指定に関する請願(三宅正一君紹介)(第一四一七号)
黒坂町の地域給指定に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四一八号)
米子市隣接箕輪地区の地域給指定に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四一九号)

余子村外八箇町村の地域給指定に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四二〇号)
鳥取県下の地域給指定に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四二二号)
岩井町の地域給指定に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四二三号)
原田村の地域給指定に関する請願(横路節雄君紹介)(第一四二三号)
新宮村の地域給指定に関する請願(福田昌子君紹介)(第一四二四号)
池田町の地域給指定に関する請願(吉田正君外一名紹介)(第一四五九号)
の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した事件
請願及び陳情審査小委員会設置の件
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
○有田委員長 これより人事委員会を開会いたします。
ただいまより一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第十二号及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第十六号の両案を一括議題として質疑を継続いたします。小松幹君。
○小松委員 政府委員にお尋ねしますが、先般の予算委員会でも述べました附帯決議の内容について、その後閣議決定等が行われたということを承り

ましたが、そのことについて具体的に説明を承りたいと思います。
○菅野政府委員 先般衆議院の予算委員会におきまして、地方財政の問題とか、あるいは中小企業の問題とか、給与の問題が附帯決議といたしましてなされました。衆議院が公務員の給与のことについて非常な御理解と御同情を寄せられておられるということを拝承して、恐縮しておる次第でございますが、政府はこれに對していろいろの方策を検討いたしたのでございます。まず公社職員につきましては、先般十二月十六日に衆議院の労働委員会、公共企業体等仲裁委員会の裁定に対する議決の附帯決議がなされたのであります。その附帯決議の趣旨にのっとりまして、予算の範囲内におきまして奨励手当、報奨金等によりまして、年末に際して国家公務員と実質上均衡のとれた額が支給されるように努力しようというふうに決定いたしましたのでございます。このことによつて年末に増加して支給される額は、大体基本給の〇・二五月份程度でありまして、これは経費節約等によつて捻出するほか、必要とあれば予備費を使つてまかなないといふ、かように存じておる次第であります。

次に一般公務員についてでございますが、これは年末に際しましてこの附帯決議の趣旨を尊重しまして、できるだけのことを行いたいと考えておるのでございますが、現行の法令または予算の範囲内においてやらない、こういう方針を立てまして、超過勤務等の実情に應じて第四・四半期分の超過勤務手当の財源を、若干年内に繰上げて支給するといふ方法等の措置を講じた

と考へておる次第であります。
○小松委員 公社関係等についてはつきり財源的にできると思ひますが、われわれがこの審議の対象として一般職の職員の〇・二五の問題をどういうふうにお取扱いになつておるか。
○菅野政府委員 一般職の職員に對しまして年末手当等を支給する場合におきましては、御承知のやうにどうして現在の法律を改正いたさなければならぬと、また予算的にも相当の変動を来して参るのでございまして、この際非常に押し詰まつて、そういうことをすることも、技術的に不可能でございまして、政府は先ほど申しました通り、現在の法令とそれから予算の範囲内において、何とかできるだけのことをしたいといふ考えから、超過勤務手当で第四・四半期分になつておる分を繰上げて財源にいたしたい、こういうふうな考へておるのでございしますが、これにもやはり一部法令といひますが、人事院の規則の改正が必要でございまして、その点は人事院の方にお願ひしまして、指令等の改正をしてもらふことになつておりますが、公社と違ひまして、一定の額のきまつたものを一般公務員にやるといふことは、どうしてもこれは法律上の根拠がないとできないやうな次第でありまして、はなはだ不本意ながら、ただいま申し上げましたやうな方法によつて、幾らかでも年末の手取りが多くなるやうにしたい、かように考へておる次第であります。
○小松委員 国家公務員がそのやうな措置をとられるといふことについては、多少の疑義もありませんけれども、私はあえてこのことについては追究いたしません。しかし問題になるのは、平衡交付金関係の給与によつてまかなれておるところの地方公務員の問題であります。この地方公務員の、特に超過勤務という制度のない職員の問題について、どのような御所見をお持ちでありますか。
○菅野政府委員 ただいま申し上げましたのは国家公務員でございますが、地方公務員がすぐ問題になることは仰せの通りであります。しかしながら、最初に申し上げました通り、現在の法令と予算の範囲内において、こういうやりくりをいたすのでございまして、理論的に申しますと平衡交付金法の問題にならないのでございまして、現在の法律と予算の範囲内において、そういうやりくりをするといふことにつきましては、政府はもちろん異存を申し上げる筋合いではございませんけれども、法律と予算にはつきりあるものであります。平衡交付金の計算に上つて来ないのでございまして、そういうことになつてはございしますが、たま／＼一緒に附帯決議をなされまして地方財政の堅実化については、いろいろ政府の方でも考へておりますが、この際平衡交付金の増額といふことはできなくとも、地方財政の堅実化についての衆議院の趣旨は十分汲んで、そのい／＼な方法を講じて行きたい、かように考へておる次第であります。次に超過勤務という制度がない職員に對しての方法でございしますが、これは国家公務員にもございするし、地方公務員にもあるものでございします。予算のやりくり上、超過勤務といふものによつてい／＼やるといふことは、

その制度のないという職員については不可能でございます。そこで多少のゆとりを考えまして、先ほどお答え申し上げました中に、年内に繰上げて支給する等という事を申し上げたのでございますが、これは各職の実情に添わせて、予算の範囲内におきましてできるだけのことはいたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○小松委員 今のようないくつも賃金をあてがうておる場合には、ほぼ平等の原則を支持し行かなければならない。それでなくては私は力関係によることを抜きていたしまして、さしずめの問題を抜きて、超過勤務の制度のない、しかも予算がないところの学校教職員については、今言われた平衡交付金の堅実化の問題で、何とか処置を願わなければならぬ。かように考えますが、この点についてよりよく御答弁がいただけるならば、私もこのことばこれ以上深入りはしたくないと思つておるわけでありませう。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。地方財政に對しまして平衡交付金の比重というものは、非常に強いのでございませうが、平衡交付金は御承知の通り給与ばかりに出すのではないのでございまして、地方財政全般について財源になるわけでございます。また平衡交付金が唯一の財源ではなく、地方の起債であるとかあるいは一時融資であるとかいうような方法があるわけでございます。そういう全般的な問題につきましては、先般の予算委員会におきまして、特に地方財政の堅実化についてというに關しまして、附

帯決議がなされておるような次第でございまして、政府はこれを十分に尊重して、今後、ことに年度末等における地方財政の実情に照して、それら措置をいたしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。御趣旨は十分に汲んで行きたいと思つております。

○小松委員 本年末におけるこの緊急なる問題は、今の政府の御答弁に善意を認め、私はこれを期待しております。しかしこの超過勤務制度というものは、年々歳々あやふやなる給与の形態をたどつておるわけでありませう。昨年にもまして一昨年にもまして、このあたつたわけでありませう。この問題になるのは、これは人事院関係の方にお尋ねをしなければならぬのであります。超過勤務制度のないところの学校教職員についてどのような考え方を持つておるかということ、私はたびたびの委員会において、この点は幾度も強調して来たのでございませう。そこで私は、研修手当の問題を先般文部当局にも申し上げ、人事院にも申し上げおきまして、これらの制度を設けない限りは、超過勤務の制度のない学校教職員の陥没があるのではないかと考えます。この点について人事院の御見解を承りたいのでございませう。

○浅井政府委員 本回の処置につきましては、人事院をいたしまして何ら特別のものはからいはいはでかかぬと思つております。なお、将来の研修手当あるいは超過勤務手当を教育公務員に設けるかどうかという問題につきましては、これは文部省ともよく協議をいたしまして善処いたしたいと思ひます。が、ここでもうするかということをお

言いたす時期ではないと思つております。○小松委員 一般職の職員で、管理監督的地位にある者については超過勤務の捕提が困難なるがゆへに、今度新しく特別調整額というものを本法の上に乗つけて、それで調整しようと思つておる。ところが学校教職員の超過勤務について何らの処置がとられていないと思ひます。この点についてやはり人事院の反省を促すと同時に、この問題の解決を私は望むわけでございますが、この点についてさらに人事院の御見解を賜わりたい。

○浅井政府委員 御趣旨に従つて善処するつもりであります。○小松委員 最後に委員長にお願ひのようになつておられますけれども、ただいま私が内閣に質問し、人事院にも質問いたしましたことは、地方公務員、特に超過勤務の制度のない職員についての問題の解決のために、野党、与党を問わずこの人事委員会の宿題として、ひとつ御検討を願わしたいと考えるのでございませうが、与党である委員長は御見解なり御希望なりを承ることができれば幸いと思ひます。

○有田委員長 委員長としてお答えいたします。小松幹君のお申出に對しまして、委員長としても最善の努力をいたすつもりであります。受田新吉君。○受田委員 特別職の職員に關する法律の残余の質問を申し上げます。別表第一に、内閣総理大臣等の俸給月額新旧比較表があるものであります。が、これの中に官職名の内閣官房長官、公正取引委員会委員長その他の官職を持つた人たちが八万二千元にベース・アップしてあります。これは旧俸

給によるならば六万円であつて、国会議員の給与よりも高いこと三千円に及んでおるのであります。内閣官房長官は以前政務次官と同額であつたので、それを特に政務次官すなわち国会議員と同額の給与から四千円高く上げた理由はどこにあるかを御説明いただきたいと思ひます。

○菅野政府委員 官房長官を政務次官とわけましたのは、たしかこの前の改正のときでございまして、今回新しくやつたわけではないのでございませう。○受田委員 昭和二十五年の改正でこの内閣官房長官を国会議員より高とした當時の事情、またこれが高くなった理由を申していただきたのであります。現在の政府でありますから……○菅野政府委員 この改正をいたしたときにも、いろいろ問題があつたのでございませうが、官房長官は御承知の通り国会議員と兼ねることができ、長官を兼ねた場合におきまして、少しでも多くの給与を払うべきではないかというように、一段上に移したという事を記憶しております。その点は、政務次官の点と矛盾して来るのでございませうが、政務次官と官房長官との仕事の性質等からいろいろ考えまして、その差をつけたように記憶いたしております。今回の特別職の法律の改正は、ただその既定事実を認めまして、それに対して一定の割合のベース・アップをいたしたような次第でございませう。

○受田委員 官房長官と同額の給与をもらつておられる公正取引委員会や土地調整委員会、こういうものの委員長は、その職務の内容が常勤的なものばかりであるか、あるいは非常勤的なものであるか、この内容を明らかにしていただきたのであります。○岸本政府委員 内閣官房長官と同じランクにあります。特別職の常勤的なものは、承つておるところによると大体公取だけでございます。あとはどちらかと申しますと、別に勤務がきまつていないという性格のものでございませう。

それから先ほど官房副長官からお答えいたしましたところで、ちよつと補足させていただきますと思ひます。内閣官房長官のランクを少し引上げたのは八千円ベースのときでございませう。政務次官もそのときにランクは引上げておりましたが、官房長官との間に二つほどランクに差がございましたが、八千円ベースのときに大分そのランクの間を縮めておるようなことになつております。

○受田委員 内閣官房長官と政務次官は、昭和二十四年の改正のときには同額で二万八千円でありました。その後二十五年に政務次官を四万三千円に引上げたのであります。従つてこの二つは同額であつたものであつて、それを官房長官を特に引上げて、国会議員にあらざる官房長官の場合にも、その給与を支払ふことになつて来たのであります。が、政務次官と比べて、その職務が重いという判定は、政府のどういふ観点からそれを重いと判定を下したのか。それからもう一つ、公正取引委員会の委員長とか委員のような常置のもののは、この土地調整委員会の委員長とか委員のようなもの、文化財保護委

員会の委員長、地方財政審議会の会長あるいはその委員、こういうふうにときどき勤務するような特別職にまで、国会議員よりも高い給与を出すという事由はどこにあるのか、確かめたいのであります。

○警野政府委員 官房長官と政務次官の職務につきまして、どちらが上とかどちらが軽いかというふうなことは申し上げられないのでございまして、これはともに重要な仕事であることは申し上げるまでもないこととございまして、しかしながら給与のことは、これは非常に沿革的なものでございまして、そのとき々の考え方によつてあまりかえるのはいかかと考えまして、今回の改正におきましては既定事実を根拠にいたしたような次第でございまして。

なお土地調整とか地方財政、運輸審議会の委員とかあるいは会長というふうなもの、官房長官、あるいは議員と同じであるというふうなことになつております点は、つまり非常勤の職員でありながら、相当な高額の給与を受けておられることについては、一見妥当でないように思われる点もございまして。しかしながらこれはほとんど全部が占領期間中にできたものでございまして、政府はこれを是正するためにかなり努力をいたしまして、一回か二回、ベース・アップのたびにこれを下げたこともございまして。それが現状であるのでございまして。

それから中には法律でもつて、はつきり国務大臣と同額とかいうようなことを書いてあるものもございまして、こういうようなものにつきましては、その仕事の性質がどうであらうともど

うしてもこれは国務大臣と同じ給与をやらなければならぬというふうになつて来るわけでもございまして。これらの点につきましては、今後根本的に検討を要するところでは、政府も十分承知しておるものでございまして、給与の問題は、先ほど申し上げた通り沿革的にむずかしい問題がありまして、なかなか急激にこれを減額するというふうなことは非常に困難でございまして、ましては今回のベース・アップはもとのこと事実に即したものを提出したような次第でございまして。

○桑田委員 そうした官職につく人が国務大臣と同額であるべき規定が法律に定められたものもあつて、ありますけれども、それは国務大臣と同額の高度の職務を持つてゐるというだけであつて、勤務というものの対しては、俸給はその職務執行の努力に對しての報酬でありまして、とき／＼しか出ない者に国務大臣と同額の給与を払つたり、あるいは国会議員よりも高い給料を払つたりするといふようなのは、これは筋が通らない。ちよつと一週間に一ぺんとか、一箇月に二、三回額を出すのが八万何千円という俸給をとるといふことは、これはまことに不届きなことでありまして、非常に給与の低い少額所得者が四苦八苦してゐるときに、一箇月に少数事務しかとらぬ人が、その十倍もの給与をとるといふやうな現象が占領下にあつたからやむを得ぬといふ今お説があつたのですが、独立国になつた今日、しかも独立後最初の選挙で選出された新構成の国会であるにかかわらず、依然として占領下の俸給を持ち出し、しかも代議士よりも高い給料を払つて、八万二千円も

今度出してゐるがごときは、前の行きがかりから同じものをこのたびやむなく出されたといふお説であります。こういう独立になつた機会に、一挙になかなかできないものですから、せめて順次これを縮小して、このたびの改正で一段階ずつ下げて行くやうな手続をなせおとりにならなかつたか。事務的にめんどろから前のままこれを切りかえて行つたといふやうな形をとつていらつしやることに對して、まことに納得ができませんのであります。いやしくも常時国権の最高機関に列してゐる国会議員で、国会法三十五条にも一般の官吏よりも下らざる俸給をもらうことが規定されてゐる国会議員の給料に對しても、いろいろの批判があるの、ほとんど常時勤務をしてゐるぬものが、国会議員よりも高い給料をもらつて平氣でゐるというところは、これはまことに許されぬことであつて、その勤務に應じた適當の報酬を手うべきであつて、少くともこうした非常勤の委員会の委員長及び委員に對しては、ただちにこれは改正しなければならぬ問題だと思つておるのです。ベース・アップの機会にこれをやらぬと、あとからなか／＼途中できぬものでありますから、こういう改正の機会になぜ引下げにならなかつたのか、やすきにつくといふ気持ちがあまり強くあつたのではありませんか。これはこの間から検討してみまして、すこぶる私たちはこの問題に對して疑義を抱いておるのであります。御答弁をいたしたいと思ひます。

○警野政府委員 御質問の趣旨はまことに同感でございまして。ただ一つの理由として考えますことは、非常勤でござい

いまでも相當な重要な審議會でありまゐるので、民間給与等と比較しまして、りつぱな人を得るということによつて、かような法律ができ上つておるんじやないかと考えるのであります。たとえば文化財保護委員会の委員長でございまして、これは議員提出の法律でもつてきた文化財保護法によつてつくられておるものでございまして、が、この委員長の給与は特別職の給与に關する法律を訂正しまして、その中に差加えられたといふやうなことは、やはりりつぱな人を得たいという気持ちから最初つくられたものじやないかと申すのでございまして。法律の中にはけつきり国務大臣と同額あるいは下らざる給与をいふに書いてあるものもございまして。しかしながら御質問のやうに職務の繁閑あるいは責任の程度によつて給与は出さなければならぬのでございまして。これはお説のごとく根本的に検討を要するといふことにつきまして、先ほどお答へ申し上げました通り、政府もまづたく同感でござい

ます。

○桑田委員 政府が同感であるという御答弁があつて、これを早速改正するところの用意をお持ちであることを今お聞きしたわけでありまして、少くともこういう給与体系については、何だか思ひつきでそれ／＼のポストへこの官職を当てたやうな感じがしまして、これは国民大衆に納得せしむるのに、すこぶる困難を感じておるのであります。この点につきまして、早急にこの委員会制度における委員長や委員の問と合せて、法務省関係の職員あるいは国会関係の職員もしくは外交官、こういう人たちの給与の中に、その執行

してゐる職務の繁閑の度合い、重要な度、こういうものに不適当の給与がな

いたために、政府としても十分に検討を加へ、早急に、少くともその職務内容が一般職の職員、一般の官吏の最高の俸給よりも下らぬといふ国会法三十五条の規定を、こわすことのないやうな給与体系を立てていただきたい、これを政府に要望しておきます。

○竹尾委員 今いただきました別表第六を拝見いたしますと、大分ミス・プリントがあるようですが、これはどうしていただけたのでしょうか。

○有田委員 委員長としてお答えいたします。あとで皆さんにお諮りしてやることになつておりますから、御了承を願ひます。

○桑田委員 ただいま桑田君からの御質問がありましたが、特別職の給与問題につきまして、一応御質問を行いたい。時間もありませんから、簡単にいたします。私どもは終戦後の第一回の国会から憲法改正に着手いたしました。憲法の草案の中には、四十一条に国会は、国権の最高機関であるといふことが規定されてゐる。それにかんが一般公務員の受ける給与より低からざるものを給与されるということが国会法にも規定されてゐるのであります。私は何もみずから議員だからといつて申すわけではありませんが、少くとも最高機関としての權威を保持するために、国会法の議員の歳費に關するところの規定といふものは、十分に尊重されなければならぬと思ひます。これは毎国会において議論になつてゐる。従ひまして政府としても、このことは十分に理解されていなければな

いまでも相當な重要な審議會でありまゐるので、民間給与等と比較しまして、りつぱな人を得るということによつて、かような法律ができ上つておるんじやないかと考えるのであります。たとえば文化財保護委員会の委員長でございまして、これは議員提出の法律でもつてきた文化財保護法によつてつくられておるものでございまして、が、この委員長の給与は特別職の給与に關する法律を訂正しまして、その中に差加えられたといふやうなことは、やはりりつぱな人を得たいという気持ちから最初つくられたものじやないかと申すのでございまして。法律の中にはけつきり国務大臣と同額あるいは下らざる給与をいふに書いてあるものもございまして。しかしながら御質問のやうに職務の繁閑あるいは責任の程度によつて給与は出さなければならぬのでございまして。これはお説のごとく根本的に検討を要するといふことにつきまして、先ほどお答へ申し上げました通り、政府もまづたく同感でござい

らぬと思ふのです。しかるにかかわらず、いまだにもつてこうしたところの特別職の給与体系というものが別表のごとくつくられて、一般公務員あるいは人事官、検査官、国家公安委員会委員、これらが八万八千四に上る。内閣府長官、公正取引委員会委員長、土地調整委員会委員長、文化財保護委員会委員長、地方財政審議会会長、官内庁長官、これらのものが八万二千円になつてゐる。こういうことになるならば、やはり私は憲法の精神というものが蹂躪されてしまふと思ふのです。われ／＼はやはり国家公務員の給与に關しては、人事院の勧告というものを十分尊重しなければならぬし、また尊重する決意であるのであります。政府はみづからこうしたところの俸給別表というものをつくられまして、憲法の精神を蹂躪し、国会法の規定を破壊するものである。このことは受田君からも言われましたけれども、私は前の国会以来議院運営その他の各種の委員会において主張してゐる。このことがだん／＼とこわされて行つたならば、憲法の条文も、国会法の議員待遇の規定も、空文に歸してしまふと思ふのです。先ほど政府委員も御答弁がございましたが、私は十分じやないと思ふ。政府はこれに対して毅然たる考えを持たなければならぬと思ふのであります。あらためてお尋ねしたいのであります。

ちよつと触れましたが、これはいづれも国会議員が兼ねることのできる職員であります。あるいは兼ねなければならぬ職員でございまして、その点を考慮して定められたものでございませう。それから國務大臣と同程度の給与を受けておられます。この二つの種類の職員は、法律にはつきりきめてございませうので、これを下げる際には法律の改正をしなければならぬわけでございます。その他の公正取引委員長であるとか以下の職員につきましては、これでも実は下げたのでございまして、逐次妥協なところに進めて行くのが当然であらうと思ひます。その根本的の検討は、さらに進めて行きたいと考えております。なお国会議員の歳費につきましては、政府は実は全然関係ないのでございまして、国会でおきめになることでございまして、これにつきましては、私の方からは何も申し上げられません。

○森(三)委員 国会議員の歳費については、政府は何ら関係しない、国会で定めるのだと言いますが、その国会で定めた歳費の上に位置するものの俸給をきめることが、私はいけないというのです。だから国会議員の歳費というものがきまつておれば、それより同等以下にしなければならぬ、それより以上にするものをつくるから、私はいけないと言ふのであつて、歳費が基準となると私は思ふのであります。歳費を基準とする考え方を肯定するのか、あるいは歳費なんかどうでもかまわないう、政府はこれらの特別職に対しては、一方的にきめて行くんだというお考えを持つておられるのか、そこを聞きたいのです。

○菅野政府委員 もちろん今までのところにつきましては、国会議員の歳費よりも上の職員があるのでございませうが、その既定事実に基づきまして、今回の改正案を出したような次第でございませう。そしてそれらの職につきましては、ただいまお答え申し上げた通りの理由——大して強い理由ではございせんが、理由がありまして、国会議員の歳費以上の給与を得ようとする次第でございませう。なお今後これらの点につきましては、給与全般につきまして相当根本的な検討をしなければならぬと考えております。そういう点につきまして政府も早急に全面的な検討を加えたい、かように考えておる次第であります。

○森(三)委員 国会法の第三十五条に「議員は、一般官吏の最高の給料額より少くない歳費を受ける」とあるのですね。最高額の給料額より少くないと書いてあるのです。その解釈を政府は誤つておられるじやないかと思ふのです。だから国会議員の歳費というものが、それより上のものを私はつくつてやいけないと思ふのです。その根本的な考え方が、今後においていろいろ／＼な特別の法律をつくつて、議員よりか多い給料を受けるものをいくらでもつくつていいというふうなお考えのようにおられるのです。その点はいかがですか。

○菅野政府委員 国会法に規定しておりますところは、政府は、一般公務員つまり一般職の公務員のことをさすのではないかと考えております。従いまして、この法律は特別職でございませうので、もちろん政府が一方的にきめるものではないのでございまして、国会の御決定になるところでございませう。この点は国会法に定められましたところと抵触するものではないといふふうに解釈しておる次第でございませう。

○森(三)委員 私は政府委員の御答弁に對しましては満足することはできませんので、この問題につきましては、十分今後御検討をお願いしたいと思います。ただ私、先般の補正予算からみまして、ちよつと政府委員にお尋ねしたいのですが、年末手当等の問題は、まだはつきりしないようでありまして、北海道の石炭手当につきましても、先般の御答弁では、補正予算が通過したならば、トン当り三百円程度の追加金を支払ふ意向であるといふことをお述べになつておられた。私はそのときに、三百円程度じや足りないから、それ以上に増額していただきたいといふことをお願いしておいたのであります。それが、それにつきましても、政府委員の御答弁をお願いしたいのであります。

○菅野政府委員 石炭手当につきましては、実は今回の補正予算に石炭手当の増額の分が載つておりますが、これは当初予算に組んでおりましたのと、今回支給がすでに済んでおります額との差額でございまして、それ以上の増額の予算は組んでおらないのでございませう。従いまして、今回トン当り三百円くらいの増額をしようと考えておりますのは、本予算、補正予算を一括にして、予算の運用上捻出し得る最高のものでございませう。十分でないといふことはよくわかつておりますが、この際予算を動かさないでこれ以上の増額をしようといふのでございませう。この補正予算が通りまして、たならば、すぐその日にでも總理府令を出しまして、トン当り三百円、すなわち世帯当り九百円の増額をいたしたい、かように考えておる次第であります。

○森(三)委員 ただいま御答弁をいただきましたが、私はさらに増額の御配慮をお願いすることといたしまして、私の質問を終ります。

○有田委員長 この際委員長として一言申し上げます。森君の今の質疑の中で、特別職の問題につきましては、さらに当委員会としても十分検討してみることがあると思ひますので、委員長として将来この問題の検討をいたしたいと考えております。

○受田委員 最後に政府にお聞きしたいのですが、石炭手当その他いろいろ手当がそれ／＼考慮されておられるに、僻地手当に對しては人事院總裁は、先般入割の増額を考慮すると答弁しておられるのですが、政府としてはこの僻地手当に對して、あの僻地の地で苦勞しておられる人に対して、どういふお報いをしてしようとおられるのか、これに對して確固たる御答弁をいただきたいのでございませう。

○菅野政府委員 現在僻地手当は法規上は特殊勤務手当の中に入つておられて、この特殊勤務手当の全体の取扱ひにつきまして人事院で目下検討中でございます。近く職階制をお出しになるとき、それを総合して再検討するといふお話がございませうが、そうした場合は僻地手当、寒冷地手当などそうしたものを総合して、根本的に検討されたいといふことにならうと思ひます。それまであまり目立つた変更はしないで行

きたい、かように考えておる次第であります。特に僻地手当につきましては、いろいろ指定基準がきまつております。絶えず指定基準に適合するかどうか、たとえばある町がその指定基準に合致するかどうかというものは、絶えず交通事情などがわつて参るわけでありまして、そういう点の実施後の状況の変化による改変が行われているという点もございまして、本年度予算におきましては、さしあたり二割程度の増額をいたし、あとは全般的に再検討をいたしたいと考えております。

○池田(頼)委員 私はこの際政府委員と人事院に最後に質問いたしたい。本日は討論採決に入ることと思ひますが、この一般職の給与に關しまして、われ／＼はあくまで最小限勧告の線は実施すべきである。こういう主張を持つておつたのでありますが、政府案はこれを相当下まわるものでありまして、御承知のごとく国鉄、専売、電々等のいずれも公共企業体に属しますものは、これ以上の裁定を受けて、かつまたその実施を受けることになつておるのです。その差額はわずかななりといへども、薄給者にとりましては重大な問題でありまして、少くとも人事院の勧告だけは、ぜひとも完全に実施してくれということは、すべての公務員の熱望であるという事を思うときに、われ／＼はもちろん修正案をもつて臨むわけでありますが、もしかりに不幸にいたしまして、政府の案が通りましたならば、政府はこれに對しまし

て、その他とのつり合いの關係をどういうふうに愛情をもつて臨もうとなさるのであるか。あるいは人事院はこの問題について、あなたの方の勧告が実現されなかつた場合には、いかなるときに再勧告をする用意があるかどうか。この点を私はお伺ひいたしたいのであります。

○菅野政府委員 今般人事院が八月に出された勧告を、全面的に実施に移すことができなかったことにつきましては、政府もまたたく遺憾に考へております。人事院勧告はお説のごとき、財政その他の事情が許せば、これはもちろんそのまま実施いたしたいという氣持を政府は持つております。しかしながら今回の勧告につきましては、どうしても諸般の情勢からこれをそのまま実施することはできないという結論になりましたので、平均給において約七百円ばかり下まつたものになつたような次第でございまして、なお国鉄あるいは専売の裁定はのんだではないかというようなお話もございまして、値上りの点につきましては、大體一般公務員と同様約二割でございす。その点は調整がとれておるようによ感するのでございす。電々公社につきましてははまだ調停の段階にございまして、仲裁には入つておりませんが、あとの二公社につきましては、公務員と同じ率の値上げでございすので、これは調整がとれておるようによ考へる次第でございす。しかしながら原則といたしましては、お説のごとく国家

公務員につきまして、人事院という機關の存在する以上、その勧告につきましては、できるだけこれを実施するといふ方向に行くといふことは當然でございまして、今日の財政は不幸にして許さなかつたのでありますが、一日も早く人事院の勧告がそのまま実施に移される日が到来することを、政府も急願してゐる次第でございす。

○竹山委員 議事進行について。まだ質問はたくさんおありだろうと思ひますが、人事委員会はこれで閉会するわけでないのではありませんか、希望としては、本日上程を予定されている問題の採決をして、あとまた本日も明日も引續いて根本問題についての質疑を繼續することを希望いたします。

○有田委員 長 竹山君のお申出に御異議ありませんか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○有田委員 長 それではそういうことに御了承願ひます。

〔人事院の答弁がない〕と呼ぶ者あり

○淺井政府委員 ただいま竹山さんの御発言がありましたから差控えたのでございす。人事院といたしましては、勧告がもし通りませんければ、それは非常に残念に思うといふことはこれは當然のことでございます。しかしながら国会で御制定になりました法律と相なれば、これは政府案だと野党案たとを問はず、人事院といたしましては、誠実に施行するほかはありません。將來さらに勧告をいたすかどうか

かは、国家公務員法の規定に従つて善処いたすつもりでございす。

○有田委員 長 これにて通告者の質疑は全部終了いたしました。他に質疑もないようでありますから、両法案に対する質疑は、これにて終局いたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員 長 御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたしました。

この際お諮りいたします。小松幹君外十名より改進黨、社会両派の各派共同をもつて、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正案が、委員長の手元まで提出せられております。また有田二郎君外十四名より同じく各派共同の一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正案、すなわちこれは別表第六に關する区分のみの修正案であります。これがまた委員長の手元まで提出せられておるのであります。この際小松君外十名提出の修正案について、提出者より趣旨弁明を聴取することといたします。竹山祐太郎君。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正
一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第五條第一項の改正規定中「及び勤勉手当」を「、べき地手当及び研修手当」に改める。

第八條第四項の改正規定中「六百円を「六百五十円」に、「千四百円」を「千六百円」に改める。

第九條第二項の改正規定中「その月の十六日以後の日」を「その月の日」に改める。

第十九條の二の改正に關する部分中「及び勤勉手当」を「、べき地手当及び研修手当」に、「同条を第十九條の六とする。」を「同条を第十九條の七とする。」に改める。

「第十九條の次に次の四條を加える。」を「第十九條の次に次の五條を加える。」に改める。

第十九條の四第二項中「期末手当の額」を前項の期末手当の額に改め、同項中第一号から第三号までを次のように改める。

一 六月十五日を支給日とする期末手当
在職期間が六月の場合 百分の五十
在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
在職期間が三月未満の場合 百分の十五

二 十二月十五日を支給日とする期末手当
在職期間が六月の場合 百分の百
在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の六十
在職期間が三月未満の場合 百分の三十

第十九條の五を次のように改める。

（昭和二十四年法律第一号）第二条に規定する教育公務員である職員には、月額二千円をこえない範囲

6 第二項、第三項及び第五項の規

次に次のように加える。

(未帰還職員の給与)

外、未帰還職員の給与」に改める。

昭和二十七年においては、造幣

局特別會計、印刷局特別會計、國
有林野事業特別會計、アルコール

分の百二十」と、「百分の六十」と

十六」とそれぞれ読み替えるもの

別表第一 一般俸給表

給

別表第五 企業官庁職員級別俸給表

職務の級	俸給		月額
	一	二	
一級	四六〇〇円	四七〇〇円	四八〇〇円
二級	五〇〇〇円	五一〇〇円	五二〇〇円
三級	五五〇〇円	五七五〇円	六〇〇〇円
四級	六五〇〇円	六七五〇円	七〇〇〇円
五級	八二五〇円	八五〇〇円	八七五〇円
六級	九七五〇円	一〇〇〇〇円	一〇二五〇円
七級	一二〇〇〇円	一二二五〇円	一二五〇〇円
八級	一四、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、五〇〇円
九級	一八、四〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、六〇〇円
十級	二二、〇〇〇円	二二、五〇〇円	二三、〇〇〇円
十一級	二六、〇〇〇円	二六、五〇〇円	二七、〇〇〇円
十二級	三〇、〇〇〇円	三〇、五〇〇円	三一、〇〇〇円
十三級	三四、〇〇〇円	三四、五〇〇円	三五、〇〇〇円
十四級	三八、〇〇〇円	三八、五〇〇円	三九、〇〇〇円
十五級	四二、〇〇〇円	四二、五〇〇円	四三、〇〇〇円
十六級	四六、〇〇〇円	四六、五〇〇円	四七、〇〇〇円
十七級	五〇、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	五一、〇〇〇円
十八級	五四、〇〇〇円	五四、五〇〇円	五五、〇〇〇円
十九級	五八、〇〇〇円	五八、五〇〇円	五九、〇〇〇円
二十級	六二、〇〇〇円	六二、五〇〇円	六三、〇〇〇円
二十一級	六六、〇〇〇円	六六、五〇〇円	六七、〇〇〇円
二十二級	七〇、〇〇〇円	七〇、五〇〇円	七一、〇〇〇円
二十三級	七四、〇〇〇円	七四、五〇〇円	七五、〇〇〇円
二十四級	七八、〇〇〇円	七八、五〇〇円	七九、〇〇〇円
二十五級	八二、〇〇〇円	八二、五〇〇円	八三、〇〇〇円
二十六級	八六、〇〇〇円	八六、五〇〇円	八七、〇〇〇円
二十七級	九〇、〇〇〇円	九〇、五〇〇円	九一、〇〇〇円
二十八級	九四、〇〇〇円	九四、五〇〇円	九五、〇〇〇円
二十九級	九八、〇〇〇円	九八、五〇〇円	九九、〇〇〇円
三十級	一〇二、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円	一〇三、〇〇〇円
三十一級	一〇六、〇〇〇円	一〇六、五〇〇円	一〇七、〇〇〇円
三十二級	一〇九、〇〇〇円	一〇九、五〇〇円	一一〇、〇〇〇円
三十三級	一一二、〇〇〇円	一一二、五〇〇円	一一三、〇〇〇円
三十四級	一一五、〇〇〇円	一一五、五〇〇円	一一六、〇〇〇円
三十五級	一二〇、〇〇〇円	一二〇、五〇〇円	一二一、〇〇〇円
三十六級	一二四、〇〇〇円	一二四、五〇〇円	一二五、〇〇〇円
三十七級	一二八、〇〇〇円	一二八、五〇〇円	一二九、〇〇〇円
三十八級	一三二、〇〇〇円	一三二、五〇〇円	一三三、〇〇〇円
三十九級	一三六、〇〇〇円	一三六、五〇〇円	一三七、〇〇〇円
四十級	一四〇、〇〇〇円	一四〇、五〇〇円	一四一、〇〇〇円
四十一級	一四四、〇〇〇円	一四四、五〇〇円	一四五、〇〇〇円
四十二級	一四八、〇〇〇円	一四八、五〇〇円	一四九、〇〇〇円
四十三級	一五二、〇〇〇円	一五二、五〇〇円	一五三、〇〇〇円
四十四級	一五六、〇〇〇円	一五六、五〇〇円	一五七、〇〇〇円
四十五級	一六〇、〇〇〇円	一六〇、五〇〇円	一六一、〇〇〇円
四十六級	一六四、〇〇〇円	一六四、五〇〇円	一六五、〇〇〇円
四十七級	一六八、〇〇〇円	一六八、五〇〇円	一六九、〇〇〇円
四十八級	一七二、〇〇〇円	一七二、五〇〇円	一七三、〇〇〇円
四十九級	一七六、〇〇〇円	一七六、五〇〇円	一七七、〇〇〇円
五十級	一八〇、〇〇〇円	一八〇、五〇〇円	一八一、〇〇〇円
五十一級	一八四、〇〇〇円	一八四、五〇〇円	一八五、〇〇〇円
五十二級	一八八、〇〇〇円	一八八、五〇〇円	一八九、〇〇〇円
五十三級	一九二、〇〇〇円	一九二、五〇〇円	一九三、〇〇〇円
五十四級	一九六、〇〇〇円	一九六、五〇〇円	一九七、〇〇〇円
五十五級	二〇〇、〇〇〇円	二〇〇、五〇〇円	二〇一、〇〇〇円
五十六級	二〇四、〇〇〇円	二〇四、五〇〇円	二〇五、〇〇〇円
五十七級	二〇八、〇〇〇円	二〇八、五〇〇円	二〇九、〇〇〇円
五十八級	二一二、〇〇〇円	二一二、五〇〇円	二一三、〇〇〇円
五十九級	二一六、〇〇〇円	二一六、五〇〇円	二一七、〇〇〇円
六十級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、五〇〇円	二二一、〇〇〇円
六十一級	二二四、〇〇〇円	二二四、五〇〇円	二二五、〇〇〇円
六十二級	二二八、〇〇〇円	二二八、五〇〇円	二二九、〇〇〇円
六十三級	二三二、〇〇〇円	二三二、五〇〇円	二三三、〇〇〇円
六十四級	二三六、〇〇〇円	二三六、五〇〇円	二三七、〇〇〇円
六十五級	二四〇、〇〇〇円	二四〇、五〇〇円	二四一、〇〇〇円
六十六級	二四四、〇〇〇円	二四四、五〇〇円	二四五、〇〇〇円
六十七級	二四八、〇〇〇円	二四八、五〇〇円	二四九、〇〇〇円
六十八級	二五二、〇〇〇円	二五二、五〇〇円	二五三、〇〇〇円
六十九級	二五六、〇〇〇円	二五六、五〇〇円	二五七、〇〇〇円
七十級	二六〇、〇〇〇円	二六〇、五〇〇円	二六一、〇〇〇円
七十一級	二六四、〇〇〇円	二六四、五〇〇円	二六五、〇〇〇円
七十二級	二六八、〇〇〇円	二六八、五〇〇円	二六九、〇〇〇円
七十三級	二七二、〇〇〇円	二七二、五〇〇円	二七三、〇〇〇円
七十四級	二七六、〇〇〇円	二七六、五〇〇円	二七七、〇〇〇円
七十五級	二八〇、〇〇〇円	二八〇、五〇〇円	二八一、〇〇〇円
七十六級	二八四、〇〇〇円	二八四、五〇〇円	二八五、〇〇〇円
七十七級	二八八、〇〇〇円	二八八、五〇〇円	二八九、〇〇〇円
七十八級	二九二、〇〇〇円	二九二、五〇〇円	二九三、〇〇〇円
七十九級	二九六、〇〇〇円	二九六、五〇〇円	二九七、〇〇〇円
八十級	三〇〇、〇〇〇円	三〇〇、五〇〇円	三〇一、〇〇〇円
八十一級	三〇四、〇〇〇円	三〇四、五〇〇円	三〇五、〇〇〇円
八十二級	三〇八、〇〇〇円	三〇八、五〇〇円	三〇九、〇〇〇円
八十三級	三一二、〇〇〇円	三一二、五〇〇円	三一三、〇〇〇円
八十四級	三一六、〇〇〇円	三一六、五〇〇円	三一七、〇〇〇円
八十五級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、五〇〇円	三二一、〇〇〇円
八十六級	三二四、〇〇〇円	三二四、五〇〇円	三二五、〇〇〇円
八十七級	三二八、〇〇〇円	三二八、五〇〇円	三二九、〇〇〇円
八十八級	三三二、〇〇〇円	三三二、五〇〇円	三三三、〇〇〇円
八十九級	三三六、〇〇〇円	三三六、五〇〇円	三三七、〇〇〇円
九十級	三四〇、〇〇〇円	三四〇、五〇〇円	三四一、〇〇〇円
九十一級	三四四、〇〇〇円	三四四、五〇〇円	三四五、〇〇〇円
九十二級	三四八、〇〇〇円	三四八、五〇〇円	三四九、〇〇〇円
九十三級	三五二、〇〇〇円	三五二、五〇〇円	三五三、〇〇〇円
九十四級	三五六、〇〇〇円	三五六、五〇〇円	三五七、〇〇〇円
九十五級	三六〇、〇〇〇円	三六〇、五〇〇円	三六一、〇〇〇円
九十六級	三六四、〇〇〇円	三六四、五〇〇円	三六五、〇〇〇円
九十七級	三六八、〇〇〇円	三六八、五〇〇円	三六九、〇〇〇円
九十八級	三七二、〇〇〇円	三七二、五〇〇円	三七三、〇〇〇円
九十九級	三七六、〇〇〇円	三七六、五〇〇円	三七七、〇〇〇円
百級	三八〇、〇〇〇円	三八〇、五〇〇円	三八一、〇〇〇円

附則第一項及び第三項中「十一月一日」を「八月一日」に改める。
 附則第四項中「十一月二日」を「八月二日」に改める。

附則第七項中「改正前の法」の下に「国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）」を加え、「（昭和二十七年法律第 号）」を「（昭和二十七年法律第三百十三号）」に改める。
 附則第九項中「（昭和二十五年法律第二百六十六号）」を削る。

附則第十項を次のように改める。
 10 昭和二十七年における改正後の法第十九条の四の規定の適用につ

いては、同条中「六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当たるときは、その前日）」又は「十二月十五日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）施行の日から五日以内」と、「それぞれその日又は「同法施行の日」と、「支給日以前」とあるのは「同法施行の日以前」と、「左の各号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

附則第十二項中「勤勉手当」を削り、「期末手当及び勤勉手当」を「及

び期末手当」に、「第十九条の六」を「第十九条の七」に改める。
 附則第十三項中「期末手当及び勤勉手当」を「及び期末手当」に改める。

附則別表を次のように改める。
 附則別表 俸給の新旧対照表

改正前の法 適用により切 替日以後この 法律施行の際 までの期間内 の日に於いて 受けていた俸 給月額	一	二	三
一	三、六〇〇円	三、七〇〇円	三、八〇〇円
二	四、四〇〇円	四、五〇〇円	四、六〇〇円
三	五、二〇〇円	五、三〇〇円	五、四〇〇円
四	六、〇〇〇円	六、一〇〇円	六、二〇〇円
五	六、八〇〇円	六、九〇〇円	七、〇〇〇円
六	七、六〇〇円	七、七〇〇円	七、八〇〇円
七	八、四〇〇円	八、五〇〇円	八、六〇〇円
八	九、二〇〇円	九、三〇〇円	九、四〇〇円
九	一〇、〇〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、二〇〇円
一〇	一〇、八〇〇円	一〇、九〇〇円	一一、〇〇〇円
一一	一一、六〇〇円	一一、七〇〇円	一一、八〇〇円
一二	一二、四〇〇円	一二、五〇〇円	一二、六〇〇円
一三	一三、二〇〇円	一三、三〇〇円	一三、四〇〇円
一四	一四、〇〇〇円	一四、一〇〇円	一四、二〇〇円
一五	一四、八〇〇円	一四、九〇〇円	一五、〇〇〇円
一六	一五、六〇〇円	一五、七〇〇円	一五、八〇〇円
一七	一六、四〇〇円	一六、五〇〇円	一六、六〇〇円
一八	一七、二〇〇円	一七、三〇〇円	一七、四〇〇円
一九	一八、〇〇〇円	一八、一〇〇円	一八、二〇〇円
二〇	一八、八〇〇円	一八、九〇〇円	一九、〇〇〇円
二一	一九、六〇〇円	一九、七〇〇円	一九、八〇〇円
二二	二〇、四〇〇円	二〇、五〇〇円	二〇、六〇〇円
二三	二一、二〇〇円	二一、三〇〇円	二一、四〇〇円
二四	二二、〇〇〇円	二二、一〇〇円	二二、二〇〇円
二五	二二、八〇〇円	二二、九〇〇円	二三、〇〇〇円
二六	二三、六〇〇円	二三、七〇〇円	二三、八〇〇円
二七	二四、四〇〇円	二四、五〇〇円	二四、六〇〇円
二八	二五、二〇〇円	二五、三〇〇円	二五、四〇〇円
二九	二六、〇〇〇円	二六、一〇〇円	二六、二〇〇円
三〇	二六、八〇〇円	二六、九〇〇円	二七、〇〇〇円
三一	二七、六〇〇円	二七、七〇〇円	二七、八〇〇円
三二	二八、四〇〇円	二八、五〇〇円	二八、六〇〇円
三三	二九、二〇〇円	二九、三〇〇円	二九、四〇〇円
三四	三〇、〇〇〇円	三〇、一〇〇円	三〇、二〇〇円
三五	三〇、八〇〇円	三〇、九〇〇円	三一、〇〇〇円
三六	三一、六〇〇円	三一、七〇〇円	三一、八〇〇円
三七	三二、四〇〇円	三二、五〇〇円	三二、六〇〇円
三八	三三、二〇〇円	三三、三〇〇円	三三、四〇〇円
三九	三四、〇〇〇円	三四、一〇〇円	三四、二〇〇円
四〇	三四、八〇〇円	三四、九〇〇円	三五、〇〇〇円
四一	三五、六〇〇円	三五、七〇〇円	三五、八〇〇円
四二	三六、四〇〇円	三六、五〇〇円	三六、六〇〇円
四三	三七、二〇〇円	三七、三〇〇円	三七、四〇〇円
四四	三八、〇〇〇円	三八、一〇〇円	三八、二〇〇円
四五	三八、八〇〇円	三八、九〇〇円	三九、〇〇〇円
四六	三九、六〇〇円	三九、七〇〇円	三九、八〇〇円
四七	四〇、四〇〇円	四〇、五〇〇円	四〇、六〇〇円
四八	四一、二〇〇円	四一、三〇〇円	四一、四〇〇円
四九	四二、〇〇〇円	四二、一〇〇円	四二、二〇〇円
五〇	四二、八〇〇円	四二、九〇〇円	四三、〇〇〇円
五一	四三、六〇〇円	四三、七〇〇円	四三、八〇〇円
五二	四四、四〇〇円	四四、五〇〇円	四四、六〇〇円
五三	四五、二〇〇円	四五、三〇〇円	四五、四〇〇円
五四	四六、〇〇〇円	四六、一〇〇円	四六、二〇〇円
五五	四六、八〇〇円	四六、九〇〇円	四七、〇〇〇円
五六	四七、六〇〇円	四七、七〇〇円	四七、八〇〇円
五七	四八、四〇〇円	四八、五〇〇円	四八、六〇〇円
五八	四九、二〇〇円	四九、三〇〇円	四九、四〇〇円
五九	五〇、〇〇〇円	五〇、一〇〇円	五〇、二〇〇円
六〇	五〇、八〇〇円	五〇、九〇〇円	五一、〇〇〇円
六一	五一、六〇〇円	五一、七〇〇円	五一、八〇〇円
六二	五二、四〇〇円	五二、五〇〇円	五二、六〇〇円
六三	五三、二〇〇円	五三、三〇〇円	五三、四〇〇円
六四	五四、〇〇〇円	五四、一〇〇円	五四、二〇〇円
六五	五四、八〇〇円	五四、九〇〇円	五五、〇〇〇円
六六	五五、六〇〇円	五五、七〇〇円	五五、八〇〇円
六七	五六、四〇〇円	五六、五〇〇円	五六、六〇〇円
六八	五七、二〇〇円	五七、三〇〇円	五七、四〇〇円
六九	五八、〇〇〇円	五八、一〇〇円	五八、二〇〇円
七〇	五八、八〇〇円	五八、九〇〇円	五九、〇〇〇円
七一	五九、六〇〇円	五九、七〇〇円	五九、八〇〇円
七二	六〇、四〇〇円	六〇、五〇〇円	六〇、六〇〇円
七三	六一、二〇〇円	六一、三〇〇円	六一、四〇〇円
七四	六二、〇〇〇円	六二、一〇〇円	六二、二〇〇円
七五	六二、八〇〇円	六二、九〇〇円	六三、〇〇〇円
七六	六三、六〇〇円	六三、七〇〇円	六三、八〇〇円
七七	六四、四〇〇円	六四、五〇〇円	六四、六〇〇円
七八	六五、二〇〇円	六五、三〇〇円	六五、四〇〇円
七九	六六、〇〇〇円	六六、一〇〇円	六六、二〇〇円
八〇	六六、八〇〇円	六六、九〇〇円	六七、〇〇〇円
八一	六七、六〇〇円	六七、七〇〇円	六七、八〇〇円
八二	六八、四〇〇円	六八、五〇〇円	六八、六〇〇円
八三	六九、二〇〇円	六九、三〇〇円	六九、四〇〇円
八四	七〇、〇〇〇円	七〇、一〇〇円	七〇、二〇〇円
八五	七〇、八〇〇円	七〇、九〇〇円	七一、〇〇〇円
八六	七一、六〇〇円	七一、七〇〇円	七一、八〇〇円
八七	七二、四〇〇円	七二、五〇〇円	七二、六〇〇円
八八	七三、二〇〇円	七三、三〇〇円	七三、四〇〇円
八九	七四、〇〇〇円	七四、一〇〇円	七四、二〇〇円
九〇	七四、八〇〇円	七四、九〇〇円	七五、〇〇〇円
九一	七五、六〇〇円	七五、七〇〇円	七五、八〇〇円
九二	七六、四〇〇円	七六、五〇〇円	七六、六〇〇円
九三	七七、二〇〇円	七七、三〇〇円	七七、四〇〇円
九四	七八、〇〇〇円	七八、一〇〇円	七八、二〇〇円
九五	七八、八〇〇円	七八、九〇〇円	七九、〇〇〇円
九六	七九、六〇〇円	七九、七〇〇円	七九、八〇〇円
九七	八〇、四〇〇円	八〇、五〇〇円	八〇、六〇〇円
九八	八〇、八〇〇円	八〇、九〇〇円	八一、〇〇〇円
九九	八一、六〇〇円	八一、七〇〇円	八一、八〇〇円
一〇〇	八二、四〇〇円	八二、五〇〇円	八二、六〇〇円

三〇	八、三〇〇	一〇、六五〇
三一	八、六〇〇	一一、一〇〇
三二	八、九〇〇	一一、五五〇
三三	九、二五〇	一二、〇〇〇
三四	九、六〇〇	一二、五〇〇
三五	九、九五〇	一三、〇〇〇
三六	一〇、三〇〇	一三、五〇〇
三七	一〇、六五〇	一四、〇〇〇
三八	一一、〇〇〇	一四、五〇〇
三九	一一、四〇〇	一五、一五〇
四〇	一一、八〇〇	一五、八〇〇
四一	一二、二〇〇	一六、四五〇
四二	一二、六〇〇	一七、一〇〇
四三	一三、〇〇〇	一七、七五〇
四四	一三、五〇〇	一八、四〇〇
四五	一四、〇〇〇	一九、〇〇〇
四六	一四、五〇〇	一九、六〇〇
四七	一五、〇〇〇	二〇、二〇〇
四八	一五、五〇〇	二〇、八〇〇
四九	一六、〇〇〇	二一、四〇〇
五〇	一六、六〇〇	二二、〇〇〇
五一	一七、二〇〇	二二、六〇〇
五二	一七、八〇〇	二三、二〇〇
五三	一八、四〇〇	二三、八〇〇
五四	一九、〇〇〇	二四、四〇〇
五五	一九、六〇〇	二五、〇〇〇
五六	二〇、二〇〇	二五、六〇〇
五七	二〇、八〇〇	二六、二〇〇

○竹山委員 簡単に修正案の提案理由を説明いたします。修正案の内容につきましては、お手元に配付してある資料でござんをいただくこととして、内

五八	二二、〇〇〇	三一、八〇〇
五九	二二、八〇〇	三二、四〇〇
六〇	二三、六〇〇	三三、〇〇〇
六一	二四、四〇〇	三三、六〇〇
六二	二五、二〇〇	三四、二〇〇
六三	二六、〇〇〇	三四、八〇〇
六四	二六、八〇〇	三五、四〇〇
六五	二七、六〇〇	三六、〇〇〇
六六	二八、四〇〇	三六、六〇〇
六七	二九、二〇〇	三七、二〇〇
六八	三〇、〇〇〇	三七、八〇〇
六九	三〇、八〇〇	三八、四〇〇
七〇	三一、六〇〇	三九、〇〇〇
七一	三二、四〇〇	三九、六〇〇
七二	三三、二〇〇	四〇、二〇〇
七三	三三、八〇〇	四〇、八〇〇
七四	三四、〇〇〇	四一、〇〇〇
七五	三四、二〇〇	四一、二〇〇
七六	三四、四〇〇	四一、四〇〇
七七	三四、六〇〇	四一、六〇〇
七八	三四、八〇〇	四一、八〇〇
七九	三五、〇〇〇	四二、〇〇〇
八〇	三五、二〇〇	四二、二〇〇
八一	三五、四〇〇	四二、四〇〇
八二	三五、六〇〇	四二、六〇〇

容の説明は省略いたします。
われ／＼野党三派が本修正案を提出いたしました。野党三派は、先般修正予算案に対する野党三派の修正予算案の態度と一貫をいたして、おる立場からであります。すなわち今回の政府修正予算案におきまして、給与ベースの問題については、もちろん各党においていろいろのお話もありましたが、最終の段階においては、国がつくつたところの人事院の勧告というものを尊重することが、政府また国会がみずからの法律を尊重するという立場において、幾多の労働問題の派生して、おるこの段階において、政府が法律を無視するような態度に出ることを、最もわれ／＼は民主政治確立の立場から遺憾と考へて、いづれに／＼も、もちろん人情として公務員の給与を増額するといふことは、財政の許す限り何ら反対をするものではありませんし、むしろ／＼われ／＼は希望をします。ところで、国家公務員が幾多の制約のもとにおいて、国民の公僕として政治的中立性を維持して、ほんとうに国家再建のために努力するには、問題は、その給与を十分にすることが前提であることは論をまちません、従つてわれ／＼は、国民の負担はますます／＼重くなつて困難な中でありまうけれども、その本来の努力をしてもうたうためには、できるだけ給与を多くするといふ立場に立つて考えた結論が、政府はわれわれ国会においてつくつた人事院の勧告を尊重するといふ線において、野党三派は一致いたしましたわけでありまう。その修正案に基いてわれ／＼の作成をいたしましたのが本修正案であり

ます。もちろん予算は衆議院において敗れましたけれども、なお参議院において審議を重ねられております。また決してこの問題は今回の修正予算案の問題ではありません。この勧告なるものは、科学的に幾多の問題は蔵しはおりますけれども、人事院の提出された勧告案といふものは、依然としてわれ／＼は今後生きていけると考へております。それから、他日機会を得て、再びこの人事院勧告の線に、公務員給与の改訂をなさんとするのが、野党三派の立場であります。従つてわれ／＼は、予算は衆議院としては不成立になりましたけれども、ここに野党三派を代表いたしました、本修正案を提案するゆゑであります。
なお今同時に委員長から御提案がありました別表第六の修正案につきましても、私は改進黨を代表いたしました。これは賛成をいたすわけでありまう。これは委員長が努力によりまして、ここまで進行をいたしましたことを私は委員長に敬意を表するものであります。野党三派といひまして、ことに改進黨といひましては、人事院の地域給に関する勧告には、幾多の不満があらまう。もちろん人事院において財政的な立場その他から理由はおありでしょうけれども、今日までこの地域給の問題について、地方のどこが非常にやかましい議論の対象となつて来ておる。そこでこれはもつと十分に地方の実情をしんじやくをして直すといふこと、前国会以来この問題が議論されておつたので、それに対する今回の勧告は、一歩前進ではあるけれども、ま

だ残された問題がたくさんあるといふことで、われ／＼は特に野党三派の修正予算案に、七億五千万円の追加財源を加えて、残された地域給の問題の根本的な修正をなすべきであるといふ立場で主張をいたしたのであります。が、この七億五千万円の予算追加は、不幸にして成立を見なかつたので、はなはだ残念であります。委員長に望んで、何とか政府はこの際いかにも地方が困つておる地域給について、既定財源のうちにおいても、可能な最大限度において修正をなすべきことを希望いたしましたわけでありまう。その結果委員長初め委員諸君の一致協力した努力によりまして、今回こまごまの修正案が、時日が十分のために、まだまだ決して完全とは言へますまいけれども、でき上りましたことは、人事委員会としては、私は満足すべき段階と考へるわけでありまう。
このことたるや、まだ問題を残しておりますから、今後において人事院においても、このあと残された問題について十分なる検討を続けて、すみやかに今日残された問題の解決をはかられたいことを、希望を付して、別表第六に対する修正案に賛成をいたすものであります。
すなわち、野党三派の修正案の提案理由とあわせて、全員共同修正による別表第六に、改進黨を代表いたしました賛成の意を表するものであります。（拍手）
○有田委員長 別表の第六についての修正案は、各派共同提出でありますから、趣旨弁明は省略いたします。

【参照】

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正

(小字及び一は修正)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

別表第六 勤務地手当支給地域区分表

都道府県	区分	支 給 地 域
北海道	四級地	札幌市 小樽市 石狩支庁管内 札幌村のうち字苗穂、元村及び丘珠 琴似町のうち字八軒、二十四軒、琴似、山手、宮ノ森、新川、新琴似及び発寒 豊平町のうち字月寒、美園、平岸、中ノ島、東月寒、羊ヶ丘、福住、北野、清田、西岡及び澄川並びに真駒内、石山、藤野、篠舞、豊滝及び定山溪の区域で定山溪鉄道の線路から二キロメートル以内の地域
	三級地	旭川市 函館市 室蘭市 釧路市のうち昭和二十四年十月九日における釧路市の区域 夕張市 岩見沢市 美唄市 石狩支庁管内 札幌村のうち四級地に含まれる地域以外の地域 江別町 千歳町のうち朝日町、東雲町、本町、清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町及び真町 上川支庁管内 神楽村のうち字神楽及び神楽ヶ岡 渡島支庁管内 上磯町字七重浜 亀田村のうち字富岡、中道、鍛冶、本町、昭和、赤川通及び港
	二級地	釧路市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 帯広市

北見市	札幌村のうち四級地に含まれる地域以外の地域
網走市	琴似町のうち四級地に含まれる地域以外の地域
留萌市	手稲町
苫小牧市	豊平町のうち四級地に含まれる地域以外の地域
稚内市	千歳町のうち三級地に含まれる地域以外の地域
石狩支庁管内	三笠町
	砂川町
空知支庁管内	上砂川町
	奈井江町
	滝川町
	歌志内町
	芦別町
	赤平町
	深川町
上川支庁管内	東川町
	東川町のうち町道七号道路と町道十四号道路とには含まれる地域
	神居村のうち字本町、神岡、忠和及び雨粉
	名寄町
	塩谷村
後志支庁管内	余市町
	江別町
檜山支庁管内	奥尻村
渡島支庁管内	上磯町のうち字七重浜以外の地域
	亀田村のうち三級地に含まれる地域以外の地域
胆振支庁管内	幌別町
	安平町
	追分村
	静内町
	浦河町
日高支庁管内	十勝支庁管内
	川西村字稻田
根室支庁管内	根室町

一級地 石狩支庁管内 篠路村 広島村 石狩町 当別町 新舞鶴村 厚田村 浜益村 恵庭町 栗沢町 幌向村 江部乙町 由仁町 長沼町 栗山町 妹背牛町 一己村 神内村 酒田町 幌加内村 東鷹栖村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 鷹栖村 東旭川村 神楽村のうち三級地に含まれる地域以外の地域 東神楽村 神居村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 永山村 当麻村	宗谷支庁管内 香深村 鉛泊村 鶯泊村 沓形町 仙法志村 鬼脇村 天売村 焼尻村
後志支庁管内 古平町 大井村 美深町 名寄町 士別町 剣淵町 神楽村 富良野町 美瑛町 東川村 上川町 比布町	檜山支庁管内 倶知安町 喜茂別村 狩太町 寿都町 江差町 厚沢部村 瀬棚町 東瀬棚村 今金町 松前町 福島町 木古内町 大野村 七飯村 銭亀沢村 森町 八雲町 穂部村

胆振支庁管内
長万部町
伊達町
虻田町
白老村
安平村
鶴川村
追分村
釧路町
新栄村
三石町
浦河町
様似町
幌泉村
大正村
川西村のうち字稲田以外の地域

十勝支庁管内
茅室町
清水町
新得町
音更村
幕別町
池田町
陸別村
本別町
西足寄町
豊頃村
浦幌村
大津村
広尾町
大樹村

釧路国支庁管内
釧路村
昆布森村
厚岸町
浜中村
標本町
弟子屈町
白糠町
音別村

根室支庁管内のうち根室町以外の地域 網走支庁管内 女満別町 美幌町 津別町 斜里町 上興里村 端野村 訓子府町 置戸町 神内村 留辺蘂町 佐呂間村 常呂町 生田原村 遠軽町 九瀬布村 上湧別村 紋別町 渚滑村 滝上町 興部町 雄武町	青森県
二級地	青森市 弘前市のうち昭和三年三月三十一日における弘前市の区域 八戸市 上北郡 大沢町
一級地	弘前市のうち二級地に含まれる地域以外の地域 東津軽郡 大野村 大字 大野 荒川村 大字 荒川 新城村 大字 新城 筒井町 大字 筒井 原別村 大字 原別

岩手県			
一級地	二級地		
気仙郡 東磐井郡 江刺郡 胆沢郡 和賀郡 稗貫郡 岩手郡 大船渡市 一ノ関市	盛岡市 釜石市 宮古市 上閉伊郡 甲子村	西津軽郡 野内村 鯉ヶ沢町 木造町 舞戸村 千年村大字原ヶ平 藤代村大字島町 黒石町 大鰐町大字大鰐 尾上町大字追子野木 中郷村のうち大字株梗ノ木、黒石、東野添及び境松蔵館町大字蔵館 五所河原町 北津軽郡 上北郡 野辺地町大字野辺地 七戸町 三本木町大字三本木 田名部町 大湊町 上長苗代村大字尻内 市川村	

宮城県				
一級地	二級地	三級地		
栗原郡 遠田郡 玉造郡 志田郡 加美郡 黒川郡 宮城郡 名取郡 亘理郡 伊具郡 刈田郡 柴田郡 古川市	塩釜市 石巻市	仙合市	上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡	気仙町 遠野町 大槌町 鶴住居村 山田町 岩泉町 久慈町 長内町 福岡町 一戸町

若柳町 築館町 涌谷町 不動堂町	七ヶ浜村 多賀城町 松島町 増田町 岩沼町 山下村 亘理町 丸森町 角田町 船岡町 村田町 大河原町 白石町			
---------------------------	--	--	--	--

秋田県		
一級地	二級地	
能代市 横手市 鹿角郡 北秋田郡 花岡町 鷹巣町 大橋町 小坂町 尾去沢町 毛馬内町 花輪町 尾去沢町 鹿角郡 仙北郡 由利郡 山本郡 南秋田郡 五城目町 一日市町 二ツ井町 阿仁合町 米内沢町 扇田町 花岡町 船川港町 本庄町 象潟町 矢島町 大曲町 刈和野町 六郷町 花館村 角館町	秋田市 大館市	登米郡 佐沼町 登米町 飯野川村 桃生郡 矢本町 渡波町 牡鹿郡 女川町 鮎川町 福井村 本吉郡 志津川町 気仙沼町

福島県		山形県		
一級地	二級地	一級地	二級地	
若松市 白河市 信夫郡 伊達郡 飯坂町 桑折町 伊達町 湯野町 藤田町 梁川町	福島市 郡山市 平市 石城郡 小名浜町 湯本町 内郷町	米沢市 鶴岡市 新庄市 南村山郡 東村山郡 西村山郡 北村山郡 東置賜郡 西置賜郡 西田川郡 上ノ山町 湯山村 天童町 寒河江町 谷地町 楯岡町 東根町 赤湯町 長井町 小国町 温海町 加茂町	山形市 米沢市 酒田市	平鹿郡 雄勝郡 湯沢町 十文字町 湯澤町 増田町

保原町	川俣町	二本松町	油井村	本宮町	熱海町	大槻町	日和田町	富久山町	須賀川町	田島町	東山村	喜多方町	坂下町	高田町	柳倉町	矢吹町	石川町	三春町	小野新町	泉村	植田町	錦町	勿来町	豊間町	江名町	小名浜町	湯本町	内郷町	好間村	四倉町	富岡町	浪江町	中村町	原町
安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡	安達郡

茨城県		
三級地	二級地	一級地
水戸市のうち昭和二十七年三月三十一日における水戸市の区域	水戸市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	
日立市	日立市	日立市
土浦市	土浦市	土浦市
古河市	古河市	古河市
北相馬郡	北相馬郡	北相馬郡
真壁郡	真壁郡	真壁郡
鹿嶋郡	鹿嶋郡	鹿嶋郡
新治郡	新治郡	新治郡
東茨城郡	東茨城郡	東茨城郡
西茨城郡	西茨城郡	西茨城郡
那珂郡	那珂郡	那珂郡
久慈郡	久慈郡	久慈郡
多賀郡	多賀郡	多賀郡
鹿島郡	鹿島郡	鹿島郡
行方郡	行方郡	行方郡
稲敷郡	稲敷郡	稲敷郡
新治郡	新治郡	新治郡
石塚町	石塚町	石塚町
磯浜町	磯浜町	磯浜町
大貫町	大貫町	大貫町
笠間町	笠間町	笠間町
穴戸町	穴戸町	穴戸町
那珂湊町	那珂湊町	那珂湊町
平磯町	平磯町	平磯町
勝田町	勝田町	勝田町
菅谷町	菅谷町	菅谷町
大宮町	大宮町	大宮町
大子町	大子町	大子町
太田町	太田町	太田町
久慈町	久慈町	久慈町
多賀町	多賀町	多賀町
高萩町	高萩町	高萩町
南中郷村	南中郷村	南中郷村
磯原町	磯原町	磯原町
鉾田町	鉾田町	鉾田町
鹿島町	鹿島町	鹿島町
波崎町	波崎町	波崎町
麻生町	麻生町	麻生町
潮来町	潮来町	潮来町
江戸崎町	江戸崎町	江戸崎町
阿見町	阿見町	阿見町
龍ヶ崎町	龍ヶ崎町	龍ヶ崎町
高萩町	高萩町	高萩町
石岡町	石岡町	石岡町
特選町	特選町	特選町

栃木県			
三級地	二級地	一級地	
宇都宮市 足利市	足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 上野原市 今市町 日光町 足尾町 小山町 塩原町 藤原町	河内郡 上野原市 芳賀郡 塩谷郡 那須郡	筑波郡 谷田部町 上郷村 筑波町 小野川村 下館町 下妻町 真壁町 結城郡 結城町 宗道村 水海道町 勝鹿村 岩井町 境町 北相馬郡 布川町

群馬県			
三級地	二級地	一級地	
前橋市	高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 北群馬郡 吾妻郡 邑楽郡 多野郡 甘楽郡	群馬郡 北群馬郡 多野郡 甘楽郡 碓氷郡 吾妻郡 利根郡	黒磯町 狩野村 西那須野町 田沼町 葛生町 三重村 山崎村 三和村 葉鹿町 小俣町 霧村 御厨町 山辺町

			埼玉県
		四級地	浦和市 川口市 大宮市 北足立郡 蕨町
	三級地	川越市 熊谷市 所沢市 北足立郡 戸田町 草加町 与野町 志木町 朝霞町 大和町 鳩ヶ谷町	
二級地	行田市 秩父市 北足立郡 谷塚町 草加町 鴻巣町 志木町 大和田町 片山村 豊岡町 入間川町		

	一級地	比企郡 飯能町 榛山町
	北足立郡	土合村 美笹村 新田村 安行村 戸塚村 大門村 野田村 片柳村 大久保村 馬宮村 榑木村 指扇村 平方町 大谷村 大石村 上尾町 伊奈村 桶川町 北本宿村 箕田村 吹上町 七里村 春岡村 原市町 内間木村 宗岡村 水谷村 芳野村 古谷村 南古谷村 高階村 裾岡村 柳瀬村 三ヶ島村
	入間郡	

元狹山村	比企郡	秩父郡	児玉郡	大里郡
宮寺村				
金子村				
東金子村				
藤沢村				
入間村				
福原村				
大東村				
山田村				
坂戸町				
毛呂山町				
越生町				
名郷村				
高萩村				
高麗川村				
高麗村				
越ヶ谷村				
松山町				
小川町				
大河村				
横瀬村				
高橋村				
皆野町				
野上町				
吉田町				
小鹿野町				
本庄町				
加村				
児玉町				
神保原村				
三尻村				
妻沼町				
幡羅村				
深谷町				
大寄村				
岡部村				
藤沢村				
寄居町				

千葉県	北埼玉郡	南埼玉郡	北葛飾郡	千葉市	市川市	船橋市	松戸市
羽生町	加須町	騎西町	礼羽村	不動岡町	三俣村	岩槻町	春日部町
大袋村	用羽村	蒲生村	川柳村	八条村	八幡村	潮止村	大相模村
越ヶ谷町	大沢町	久喜町	荒宮町	黒浜村	蓮田町	高橋町	栗橋町
幸手町	杉戸町	吉川町	彦成村	早稲田村	東和村		

三級地	二級地	一級地
銚子市 野田市 千葉郡 幕張町 津田沼町 二宮町 浦安町 東葛飾郡 南行徳町 行徳町 柏町 八街町 印旛郡	木更津市 館山市 野田市 佐原市 茂原市のうち昭和二十七年三月三十一日における長生郡茂原町及び東郷村の区域 千葉郡 東葛飾郡 印旛郡 旭村 千代田町四街道 佐倉町 八街町 成田町 東金町 成東町 山武郡	茂原市のうち二級地に含まれる地域以外の地域 安房郡 千倉町 鴨川町 天津町 小湊町 勝浦町 大多喜町 大原町 君津郡 夷隅郡 大貫町

東京都	五級地
長生郡 山武郡 市原郡 千葉郡 東葛飾郡 印旛郡	一宮町 東金町 大網町 片貝町 成東町 松尾町 八幡町 五井町 姉崎町 牛久町 鶴舞町 譽田村 檜橋村 大和田町 鎌谷村 流山町 布佐町 風早村 千代田町のうち字四街道以外の地域 志津村 白井町 根郷村 和田村 酒々井町 富里村 公津村 大森町 木下町 安食町 小見川町 多古町 旭町 八日市場町
香取郡 海上郡 匝瑳郡	千代田区 中央区 港区

四級地	
新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 立川市 武蔵野市 三鷹市 八王子市のうち昭和十六年九月三十日における八王子市の区域 北多摩郡 府中町 調布町 神代村 狛江村 小金井町 国立町 国分寺町 田無町	八王子市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 青梅市 西多摩郡 福生町

神奈川県	五級地	一級地	二級地	三級地
	横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域 戸塚区のうち戸塚町の一の区、二の区、三の区、一丁目、二丁目及び三丁目、吉田町吉田並びに矢部町後矢部	西多摩郡のうち四級地、三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 南多摩郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 西多摩郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 瑞穂町 多西村 平井村 東秋留村 西秋留村 増戸村 氷川町	西多摩郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 西多摩郡 瑞穂町 多西村 平井村 東秋留村 西秋留村 増戸村 氷川町	南多摩郡 稲城村 北多摩郡のうち五級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 西多摩郡 瑞穂町 五日市町 横山村 浅川町 日野町 阿田町 砂川村 拜島村 村山村 大和村 東村山町 清瀬村 久留米村 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内

二級地		三級地	四級地	
高座郡	三浦郡 初声村 寒川町	平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 三浦郡 高座郡 三崎町 海老名町 座間町 相模原町 大和町 渋谷町 大磯町 湯本町 温泉村 宮城野村 仙石原村 箱根町 元箱根村 芦之湯村 湯河原町 厚木町 南毛利村	横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 横須賀市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 藤沢市 三浦郡 葉山町のうち字木古庭、上山口及び下山口	横須賀市のうち昭和十八年三月三十一日における横須賀市及び三浦郡浦賀町の区域 川崎市のうち昭和二年四月一日に田島町を編入したときの川崎市の区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域 鎌倉市 三浦郡 葉山町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 逗子町

一級地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

新潟県		
三級地	二級地	
新潟市	長岡市 高田市 三条市 新津市 西頸城郡 青森町	足柄下郡 愛甲郡 津久井郡 金田村 清水村 北足柄村 福沢村 酒田村 豊川村 上府中村 下曾我村 下中村 片浦村 岩村 福浦村 依知村 中津村 高津村 荻野村 陸合村 小島村 玉川村 津南村 川尻村 三沢村 串川村 内郷村 千木良村 小原町 吉野町 小淵村

一級地	
柏崎市 新発田市 新津市 北蒲原郡 中蒲原郡 西蒲原郡 南蒲原郡 東蒲原郡 三島郡 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 水原町 葛塚町 五十公野村字上杉原 中条町 白根町 小須戸町 五泉町 村松町 亀田町 内野町 地蔵堂町 吉田町 巻町 曾根町 黒崎村 燕町 加茂町 見附町 津川町 片貝町 関原町 脇野町 手板町 出雲崎町 寺泊町 宮内町 栃尾町 小千谷町 堀之内町 小出町 湯沢町 塩沢町	

富山県				
三級地	二級地	一級地		
富山市	高岡市 新湊市 氷見市	氷見市 魚津市 上新川郡 中新川郡	中魚沼郡 十日町 千手町 石地町 刈羽郡 東頸城郡 高浜町 安塚村 下保倉村 中頸城郡 柿崎町 新井町 西頸城郡 直江津町 名立町 能生町 青海町 歌外渡村 保内町 岩船郡 源波町 村上町 相川町 沢根町 河原田町 真野町 今尾町 小木町 阿津町	六日町 十日町 千手町 石地町 高浜町 安塚村 下保倉村 柿崎町 新井町 直江津町 名立町 能生町 青海町 歌外渡村 保内町 岩船郡 源波町 村上町 相川町 沢根町 河原田町 真野町 今尾町 小木町 阿津町
石川県				
三級地	二級地	一級地		
金沢市 石川郡 松任町	七尾市 小松市 江沼郡 大聖寺町 山中町 山代町 片山津町 動橋町 松任町 輪島町	石川郡 鳳至郡 江沼郡 大聖寺町 山中町 山代町 片山津町 動橋町 松任町 輪島町	下新川郡 入善町 生地町 泊町 四方町 八尾町 呉羽村 婦中町 保内町 吉里村 小杉町 大門町 城端町 窪村 東礪波郡 水見郡 射水郡 西礪波郡 石動町 福光町 津沢町 戸出町 福岡町	桜井町 生地町 入善町 泊町 四方町 八尾町 呉羽村 婦中町 保内町 吉里村 小杉町 大門町 城端町 窪村 東礪波郡 水見郡 射水郡 西礪波郡 石動町 福光町 津沢町 戸出町 福岡町

福井県		
三級地	二級地	
福井市	敦賀市 武生市 小浜市	三木村 瀬越村 三谷村 南郷村 河南村 西谷村 東谷口村 勅使村 橋立町 篠原村 分校村 那谷村 矢田野村 月津村 塩屋村 寺井野町 根上町 山上村 美川町 鶴来町 野々市町 押野村 津幡町 中条村のうち字北中条及び南中条 羽咋町 宇出津町 穴水町 飯田町 上戸村字北方 直村 若山村字出田

山梨県				
一級地	三級地	二級地	一級地	
小浜市 吉田郡	甲府市 富士吉田市	富士吉田市 東山梨郡 南都留郡 北都留郡	東山梨郡 西山梨郡	森田町 松岡町 三岡町 芦原町 吉崎村 金津町 丸岡町 春江町 大野町 下庄町 勝山町 鱈江町 神明町 粟田郡町 朝日町 四ヶ瀬町 磯田村 粟野村 高浜町
坂井郡	大飯郡 敦賀郡	東山梨郡 南都留郡 北都留郡	東山梨郡 西山梨郡	加納岩町 日下部町 日川村 勝沼町 勝山町 山城村 住吉村 玉諸村

長野県	
二級地	
長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 北佐久郡 小諸町 軽井沢町 下諏訪町 福島町 上松町 須坂町	東八代郡 甲運村 西八代郡 石和町 南巨摩郡 市川大門町 増穂町 身延町 龍王村 玉簾村 敷島町 昭和村 小笠原町 巨摩町 塩崎町 南都留郡 宝村 禾生村 東桂村 西桂町 忍野村 中野村 小立村 勝山村 船津村 猿橋町 島田村 上野原町

岐阜県		
一級地	三級地	二級地
南佐久郡 白田町 野沢町 中込町 小諸町 岩村田町 丸子町 ちの町 伊那町 赤穂町 辰野町 中箕輪町 塩尻町 本郷村 豊科町 穂高町 大町 池田町 篠ノ井町 上山田町 屋代町 松代町 戸倉町 埴生町 中野町 飯山町	岐阜市 大垣市 高山市 多治見市 稲葉郡 土岐郡 那加町 笠原町	中津川市 関市 稲羽郡 羽島郡 本巣郡 厚見村 笠松町 北方町

一級地	
郡上郡 土岐郡 八幡町 土岐津町 笠原町 下石町 駄知町 泉町 長島町 大井町 陶町 神岡町	吉城郡 恵那郡 稻葉郡 羽島郡 不破郡 養老郡 海津郡 安八郡 揖斐郡 本巢郡 山県郡 武儀郡
鏡島村 更木村 鵜沼町 各務村 蘇原町 川島村 中瀬村 上羽栗村 下羽栗村 八剣村 柳津村 足近村 竹ヶ鼻町 江吉良村 高須町 高田町 垂井町 赤坂町 関ヶ原町 神戸町 墨俣町 揖斐町 北方町 穂積町 高富町 美濃町	

下牧村 上牧村 調戸村 乾村 金山町 八幡町 白鳥町 太田町 古井町大字下古井 川辺町 八百津町 御嵩町 中町字中 兼山町 伏見町 今渡町 広見町 妻木町 細里村 肥田村 瑞浪土岐町 稲津村 釜戸村 落合村 坂下町 付知町 長島町大字中野 大井町 坂木村 岩村町 遠山町 明知町 萩原町 小坂町 下呂町 竹原村	可児郡 土岐郡 恵那郡 益田郡	郡上郡 加茂郡
--	------------------------------------	--------------------

静岡県				
四級地	三級地	二級地	一級地	
静岡市 熱海市 伊東市	浜松市 沼津市 清水市	三島市 富士宮市 島田市 吉原市 磐田市 焼津市 賀茂郡 田方郡 駿東郡 富士郡 安倍郡	賀茂郡 稲取町 南中村 松崎町 田子村 中郷村 伊豆長岡町 土肥町 修善寺町 函南村	大野郡 大八賀村 久々野村 吉川町 国府村 上宝村
駿東郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域				
原町 浮島村 愛鷹村 清水村 長泉村 須山村 富士岡村 原里村 印野村 玉穂村 裾野町 富士川町 蒲原町 由比町 興津村 庵原村 袖師町 飯田村 高部村 大河内村 玉川村 美和村 服織村 中藤科村 南藤科村 藤枝町 岡部町 東川根村 大長村 大津村 六合村 青島町 小川町	庵原郡	安倍郡	志太郡	菰山村 大仁町 北狩野村

藤原郡

西益津村
東益津村
御前崎村
地頭左村

相良町

川崎町

吉田町

金谷町

上川原村

掛川町

横須賀町

池新田町

堀之内町

森町

袋井町

福田町

掛塚町

井通村

池田村

富岡村

二俣町

龍山村

浜名郡

山崎村

佐久間村

浦川町

水窪町

芳川村

飯田村

和田村

長上村

積志村

笠井町

磐田郡

北浜村

赤佐村

中瀬村

可美村

舞坂町

新居町

愛知県

五級地

名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域

四級地

名古屋市のうち

昭和区のうち川原通と檀深通とを結ぶ線から東の地域

瑞穂区のうち弥富通と田辺通とを結ぶ線から東南五〇メートル以遠の地域

中川区のうち八田木町及び花池町以外の荒子川から西であつて日本国有鉄道関西西線の線路から南の地域

港区のうち大江町、昭和町、船見町及び潮見町以外の荒子川から西の地域

南区のうち桜本町、霞町、桜台町、元桜田町、迎山町、春日野町、扇田町及び若草町以外の東六号道路から東南五〇メートル以遠の地域

一宮市

三級地

豊橋市

岡崎市

瀬戸市

半田市のうち昭和十二年九月三十日における知多郡半田町の区域

豊川市のうち昭和十八年五月三十一日における宝飯郡豊川町の区域

津島市

刈谷市

愛知郡

東春日井郡

西春日井郡

中島郡

鳴海町

守山町

西枇杷島町

稲沢町

大和町字馬引

今伊勢町

奥町

起町

引佐郡

鷺津町

浜名町

気賀町

三ヶ日町

	二級地	
宝飯郡 三谷町 蒲郡町	半田市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 春日井市 豊川市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 碧南市 摩母市 安城市 愛知郡 東春日井郡 西春日井郡 丹羽郡 中島郡 海部郡 知多郡	祖父江町 山名倉町 大倉町 出石倉町 古知野町 祖父江町 大和町のうち字馬引以外の地域 萩原町 甚目寺町 富田町 南陽町 墨江町 勝寛町 大府町 有松町 大高町 上野町 横須賀町 常滑町 武豊町 高浜町 西尾町 新城市 形原町 西浦町

一級地	
愛知郡	豊明村
	東郷村
	日進村
	猪高村
	長久手村
	幡山村
東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
丹羽郡のうち天山町及び古知野町以外の地域	
二級地に含まれる地域	
葉栗郡のうち木曾川町以外の地域	
中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
二級地に含まれる地域	
海部郡のうち富田町及び霞江町以外の地域	
知多郡	阿久比村
	東浦町
	上野町
	八幡町
	岡田町
	旭町
	三和村
	大野町
	鬼崎町
	西浦町
	小鈴谷町
	野間町
	内海町
	豊浜町
	師崎町
	河知町
	富貴村
碧海郡	依佐美村
	六ツ美村
	矢作町
	知立町
	平坂町
幡豆郡	寺津町

三重県			
二級地	三級地		
宇治山田市 松阪市 桑名市 上野市 鈴鹿市 三重郡 鈴鹿郡 一志郡 度会郡 名賀郡 志摩郡 北牟婁郡 南牟婁郡	津市 四日市市 松阪市	一色町 御地村 吉田町 幡豆町 福岡町 幸田町 岩津町 田口町 足助町 前芝町 小坂井町 御津町 塩津町 形原町 西浦町 二川町 田原町 福江町	一級地 桑名郡 員弁郡 三重郡 鈴鹿郡 河芸郡 飯南郡 多気郡 度会郡 阿山郡 名賀郡 志摩郡 北牟婁郡 南牟婁郡
		城南村 深谷村 長島村 員弁町 菰野町 河原田村 川越村 朝日村 大矢知村 関町 久岡田村 一身田町 花岡町 松尾村 相可町 三瀬谷村 小俣町 五ヶ所町 四郷村 御蘭村 柘植町 西柘植村 箕曲村 阿保町 滝川村 鳥羽町 浜島町 波切町 和具町 鵜方町 引本町 長島町 相賀町 錦町 阿田和町 鵜殿村 御給村	

滋賀県			
四級地	二級地	一級地	
大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域 大津市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 彦根市 長浜市 滋賀郡 栗太郡 甲賀郡 蒲生郡 神崎郡 坂田郡	堅田町 治田村大字洪川 草津町 瀬田町 水口町 八幡町 八日市町 米原町	栗太郡 野洲郡 甲賀郡 蒲生郡 信楽町 貴生川町 甲南町 土山町 水口町 石部町 野洲町 守山町 治田村のうち大字洪川以外の地域	神崎郡 愛知郡 犬上郡 東浅井郡 伊香郡 能登川町 愛知川町 高宮町 多賀町 虎姫町 木之本町

高島郡	五級地	四級地	三級地
今津町 安曇町 高島町	京都市のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域 上京区のうち昭和六年三月三十一日における上賀茂村、大宮村及び鷹ヶ峰村の区域 下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉祥院村及び上鳥羽村の区域 右京区のうち昭和六年三月三十一日における嵯峨町、花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村、川岡村、梅津村及び西京極村の区域 東山区のうち昭和六年三月三十一日における山科町の区域 伏見区のうち昭和六年三月三十一日における伏見市、桃山町、深草町、竹田村、醍醐村、横大路村、納所村、向島村及び下鳥羽村の区域 左京区のうち昭和六年三月三十一日における修学院村及び松ヶ崎村の区域	京都市 右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅ヶ畑村の区域 左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村及び八瀬村の区域 福知山市のうち字厚、新庄、半田、土師、前田及び昭和十二年三月三十一日における福知山市の区域（高畑、森垣、荒木及び室の区域を除く）並びに由良川と土師川との合流点から下流三キロメートルの間の右岸堤内一キロメートル以内の地域 舞鶴市のうち字東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、北田辺、南田辺、円満寺、大内、木、職人町、松崎、寺内、西、宮津口、新、堀上、船屋、京口、引土新、朝代、引土、伊佐津、公文名、布坂、高野由里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安、倉谷、和田、余部上、余部下、長浜、北畠、瀬尾、市場、森、行水、泉源寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉坂、朝来中、中田、平、吉田、木下、中保、呂、朝来、七日市、万福寺、京田及び今田 宇治市 向日町	福知山市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 舞鶴市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 綾部市のうち昭和二十五年七月三十一日における綾部町の区域 乙訓郡 久世村

一級地

京都市のうち五級地、四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域

相楽郡

西和東村
中和東村
東和東村
篠村

南桑田郡

吉川村
大井村
千代川村
河原林村
保津村
弓削村
摩気町
須知町
上和知村
下和知村

北桑田郡

船井郡

天田郡

下六人部村
上川口村
金谷村
上夜久野村
中夜久野村
下夜久野村
豊里村
佐賀村
大江町
由良村
神崎村

何鹿郡

加佐郡

与謝郡

宮津町のうち二級地に含まれる地域以外の地域

吉津村
加悦町
三河内村
岩滝町
府中村
伊根村
栗田村
吉原村
大宮町
網野町

中郡

竹野郡

大阪府		熊野郡	間人町	久美浜町
五級地		大阪府		
堺市		岸和田市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域		
豊中市				
布施市				
池田市				
吹田市				
泉大津市				
高槻市				
貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域				
守口市				
枚方市				
茨木市				
八尾市				
泉佐野市				
富田林市				
寝屋川市				
豊能郡				
泉北郡				
中河内郡				
富田林市				
三島郡				
豊能郡				
泉北郡				
中河内郡				
四級地				
富田町				
箕面町のうち昭和二十三年七月三十一日における箕面町の区域				
和泉町				
柏原町				
門真町				
茨田町				
三級地		岸和田市のうち五級地に含まれる地域以外の地域		
三級地		貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域		
三級地		三島郡		
三級地		豊能郡		
三級地		泉北郡		
三級地		箕面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域		
三級地		取石村		
三級地		福泉町		
三級地		信太村		
三級地		八坂町		
三級地		田尻村		
三級地		尾崎町		
三級地		長野町		
三級地		古市町		
三級地		国分町		
三級地		狭山町		
三級地		登美丘町		
三級地		日置荘町		
三級地		高鷲村		
三級地		藤井寺町		
三級地		道明寺町		
三級地		志紀村		
三級地		中河内郡のうち五級地及び二級地に含まれる地域以外の地域		
三級地		北河内郡		
三級地		庭窪町		
三級地		住道町		
三級地		四条畷町		
三級地		三島郡のうち四級地、三級地及び一級地に含まれる地域以外の地域		
三級地		泉北郡のうち五級地、四級地、三級地及び一級地に含まれる地域以外の地域		
三級地		泉南郡のうち田尻村及び尾崎町以外の地域		
三級地		南河内郡		
三級地		三日月村		
三級地		南八下村		
三級地		北八下村		
三級地		駒ヶ谷村		
三級地		西浦村		
三級地		平尾村		

兵庫県			
一級地	二級地	三級地	四級地
黒山村 丹南村 丹比村 殖生村 中河内郡 北河内郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域	三島郡 石河村 見山村 清溪村 豊能郡のうち五級地、四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 泉北郡 南横山村 横山村 南松尾村 南河内郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	五級地 神戸市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 尼ヶ崎市 西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾村の区域 芦屋市 伊丹市 武庫郡 川辺郡 良元村 宝塚町	四級地 神戸市 姫路市 明石市 川辺郡 長尾村 川西町 垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域
三級地 西宮市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 洲本市 相生市 加古川市（昭和二十七年三月三十一日における旧保保部 龍野市のうち龍野町の区域 赤穂市のうち昭和二十六年八月三十一日における赤穂郡赤穂町の区域			
二級地	三級地	四級地	五級地
西脇市のうち大字西脇、下戸田、上戸田、上野、津万、島、大野、大垣内、西島、坂本、寺内、蒲江、野村町、和布町、和田町、高田井町、小坂町、郷ノ瀬町、西田町、宮田町、日野町、富吉南町、西田町、市原町、前島町、堀町、高島町、鹿野町及び比延町 加古郡 阿閉村 高砂町 荒井村	神戸市のうち昭和二十六年六月三十日における有馬郡道場村、大沢村及び八多村の区域 龍野市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 豊岡市 赤穂市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 西脇市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 川辺郡 多田村 東谷村 三田町 三輪町 長尾村 三木町 別所村 加東郡 社町 龍野町 中町 加西郡 北条町 八幡村 加古郡 加古新村 母里村 天満村 曾根町 伊保村 米田町 大塩町 八木村 桑引村	加古郡 阿閉村 高砂町 荒井村	加古郡 阿閉村 高砂町 荒井村

一級地	
有馬郡	川辺郡
藍村 本庄村 広野村 小野村	中谷村 六瀬村 西谷村 津名郡 三原郡 岩屋町 城南村 味間村のうち字杉、大沢及び味間新 岡野村 城北村 八上村 篠山町 黒井町 成松町 水上郡 柏原町 朝来郡 生野町 和田山町 養父郡 八鹿町 大蔵村 香住町 日高町 城崎郡 山崎町 城崎町 赤穂郡 上郡町 佐用郡 宍粟郡 御津町 揖保川町 御園野村 花田村 神崎郡 福崎町 田原村 豊岡村 香呂村 太子町 揖保川町 四郷村 御園野村
揖保郡	美濃郡
新宮町 御津町 林田村	高平村 志染村 渡河村 上渡河村 奥吉川村 細川村 加茂村 滝野町 河合村 来住村 市場村 小野町 大津村 福田村 中町 野間谷村 黒田庄村 加西郡のうち北条町以外の地域 印南郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 節摩郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 神崎郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 粟賀村 川辺村 瀬加村 八千種村 船津村 山田村 豊富村 香呂村 中寺村 甘地村 鶴居村 寺前村 屋形村 御津町 新宮町 林田村

美方郡	朝来郡	出石郡	養父郡	城崎郡	宍粟郡	佐用郡	赤穂郡
浜坂町 村岡町 山口村	梁瀬町 竹田町	大蔵村 出石町	養父町 日高町	香住町 口佐津村 国府村	河東村 神戶村 神戶村 下三万村 西谷村 菅野村	三日月町 城下村 戸原村 安藤村 富田村	伊勢村 太市村 龍田村 掛保川町 上郡町 若狭野村 有年村 佐用町 平福町 久崎町

奈良県						
二級地	三級地	四級地				
磯城郡 山辺郡 磯城郡	北葛城郡 磯城郡 生駒郡 添上郡 生駒郡	奈良市 大和高田市 生駒郡 郡山町 伏見町 生駒町 王寺町	三原郡	津名郡	多紀郡	氷上郡
磯井町 田原本町 初瀬町 丹波市町 斑鳩町 伏見町 標本町	磯城郡 山辺郡 磯城郡	奈良市 大和高田市 生駒郡 郡山町 伏見町 生駒町 王寺町	阿万町 福良町 市村 広田村 都志町 江井町 多賀村 尾崎村 富島町 飯屋町 志筑町 由良町 古市村 味間村のうち二級地に含まれる地域以外の地域	福住村大字福住 日置村 生郷村 吉見村 幸世村のうち字永上、柳町及び佐敷	久下村 黒井町 佐治町 成松町 温泉町字湯	

一級地	
宇陀郡	大宇陀町 榛原町
高市郡	畝傍町 八木町 今井町
北葛城郡	新庄町 下田村
南葛城郡	御所町 五条町
宇智郡	野原町 吉野郡
吉野郡	吉野町 大淀町 下市町
添上郡	辰市村 平和村 治道村 五ヶ谷村 帯解町 明治村
生駒郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	朝和村
山辺郡	二階堂村
磯城郡のうち田原本町及び桜井町以外の地域	宇太町
宇陀郡	宇賀志村 伊那佐村 三本松村 内牧村
高市郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域	
北葛城郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域	
南葛城郡のうち御所町以外の地域	
宇智郡のうち五条町及び野原町以外の地域	

和歌山県			
四級地	三級地	二級地	一級地
和歌山市	新宮市 海南市 田辺市 伊都郡	海草郡 那賀郡 伊都郡 有田郡 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	海草郡 那賀郡
勝浦町	下津町 粉河町 岩出町 橋本町 高野町 湯浅町 笑島町 広町 御坊町 白浜町 串本町 那智町	加太町 西脇野村 有功村 直川村 紀伊村 西和佐村 岡崎村 西山東村 龜川村 安原村 開村 大崎村 東野上町 椒村 名手町 王子村	

鳥取県		二級地	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 米子市	
鳥取市 米子市		鳥取市 	

島根県		二級地	
島根県	一級地	二級地	
		一級地	
益田市	八束郡	岩美郡	
		宇佐野村 大正村 倉吉町 中浜村 大篠津村	
益田市	八束郡	入頭郡	
		宇佐野村大字奥谷 岩井町 国中村 智頭町 若松町 郡家町 大正村大字古海 柳山村 浜村町 青谷町 上井町 三朝村 八橋町 由良町 赤碓町 境町 上道村 殿村 日吉津村 根雨町	
益田市	八束郡	西伯郡	
		東伯郡	
益田市	八束郡	気高郡	
		日野郡	
益田市	八束郡	松江市	
		出雲市	
益田市	八束郡	浜田市	
		那賀郡	
益田市	八束郡	江津町	
		美保関町	
益田市	八束郡	森山村	
		奥津町	

川上郡	吉備郡	後月郡	小田郡	浅口郡	庄附
阿哲郡					茶屋町
					早島町
					妹尾町
					福田村
					津島町
					三須村
					山手村
					船穂町
					長尾町
					金光町
					鴨方町
					里庄町
					寄島町
					六条院町
					城見村
					陶山村
					大井村
					小田町
					矢掛町
					神島内村
					神島外町
					北木島町
					真備島村
					白石島村
					高屋町
					西江原町
					井原町
					芳井町
					真金町
					高松町
					生石村
					真備町
					昭和町
					成羽町
					上市町 大字 西方

広島県			
二級地	三級地	四級地	
佐伯郡	安芸郡 尾道市 福山市 安芸郡 府中町 船越町 海田市町 江田島町のうち字小用、露部、本浦及び宮ノ原	広島市 呉市	真庭郡 新見町 勝山町 落合町 新庄村 中和村 湯原町 久世町 勝間田町 湯郷町 英田郡 林野町 江見町 土居町 大原町 鶴田村 吉岡村 加美町 福渡町
安芸郡 坂町 矢野町 江田島町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 音戸町のうち字引地、坪地、鰯浜、南陽渡、北陽渡 及び高須 天応町 井口村 五日市町 廿日市町 大竹町			

一級地	
安芸郡のうち二級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 中野村 瀬野村 宮戸町のうち二級地に含まれる地域以外の地域 下蒲刈島村 上蒲刈島村 向村 倉橋町 井口村 平良村 宮内村 地御前村 大野町 玖波町	安佐郡 高島町 祇園町 古市町 可部町 西条町 川尻町 安浦町 安芸津町 寺西町 竹原町 河内町 忠海町 向島東村 向島町 土生町 松永町 鞆町 府中町 広谷村大字町 国府村大字府川 十日市町 三次町
沼隈郡 世羅郡 御調郡	山県郡 高田郡 賀茂郡 豊田郡
沼隈郡 世羅郡 御調郡	安佐郡 山県郡 高田郡 賀茂郡 豊田郡
高須村 今津町 柳津村 千年村 水呑町	小方町 高田村 中村 鹿川町 三高村 沖村 深江村 大柿町 飛渡瀬村 川内村 八木村 森井村 加計町 吉田町 甲立町 向原町 川上村 原村 安登村 河内町 本郷町 幸崎町 吉名村 中野村 東野村 木ノ江町 瀬戸田町 立花村 岩子島村 三庄町 田熊町 甲山町 東大田村字本郷

山口県			
五級地	三級地		
下関市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 山口市 下関市のうち昭和十二年十一月十四日における小月町、清末村、王司村、勝山村、吉見村、安岡町及び川中村の区域 宇部市 徳山市大字徳山 防府市 下松市 岩国市 小野田市 都賀郡 備田町 福川町	深安郡 引野村 大津野村 市村 千田村 御幸村 神辺町 岩谷村 芦品郡 広谷村のうち大字町以外の地域 国府村のうち大字府川以外の地域 粟生村 駅家町 近田村 戸手村 新市町 網引村字宮内 下川辺村 油木町 上下町 吉舎町 三良坂町 田幸村字塩町 庄原村 西城町 東城町 比和町 比婆郡 神石郡 甲奴郡 双三郡		
二級地	一級地		
吉敷郡 小郡町 厚狭郡 厚狭町 徳山市のうち大字徳山以外の地域 萩市 下松市 光市 玖珂郡 都濃郡 吉敷郡 厚狭郡 和木村 柳井町 富田町 福川町 大内村 東岐波村 阿知須町 給木町 厚狭町	大島郡 玖珂郡 熊毛郡 佐波郡 吉敷郡 厚狭郡 安下庄町 久賀町 大島町 通津村 由宇町 神代村 鳴門村 新庄村 余田村 玖珂町 高森町 伊保庄村 平生町 田布施町 富海村 大道村 秋穂町 鑄銭司村 東岐波村 阿知須町 厚東村		

徳島県					
三級地	二級地	一級地	三級地	二級地	一級地
徳島市	鳴門市 小松島市 三好郡	名東郡 那賀郡 海部郡	豊浦郡 二俣瀬村 埴生町 王喜村 豊東村 内日村 豊西村 黒井村 川棚村 小串町 西市町 豊田下村 豊田前村 菊川村 大田町 秋吉村 伊佐町 大嶺町 通村 仙崎町 深川町 生雲村 須佐町 江崎町	大津郡 阿武郡	池田町 国府町 羽ノ浦町 富岡町 橋町 新野町 鷺原町 三岐田町 日和佐町 牟岐町
香川県					
三級地	二級地	一級地	三級地	二級地	一級地
高松市	丸亀市 坂出市 小豆郡 土庄町 潮崎町 内海町 多度津町 普通寺町 琴平町 観音寺町	大川郡 三豊郡 仲多度郡 三木郡 三本松町 津田町 志度町 長尾町 平井町 川島町 李礼村 鷹泊村 池田町 栗崎村 仏生山町	美馬郡 三好郡 三好町 穴吹町 貞光町 脇町 川島町 鴨島町 松島町 板西町 板東町 石井町 岩崎町 頼奥町	名西郡 板野郡 麻植郡 美馬郡	香川郡 小豆郡 木田郡

愛媛県		
一級地	二級地	三級地
温厚郡 越智郡 北条町 板井町 波止浜町 菊岡町 伯方町	宇摩郡 西条市 新居浜市 八幡浜市 宇和島市 今治市 三島町 松柏村 川之江町	松山市 三豊郡 仲多度郡 香西町 田座村 直島村 宇多津町 王越村 府中村 滝宮村 川津村 土器村 飯野村 法興寺村 龍川村 榎井村 仁尾町 豊浜町 詫間町 上高瀬村 木山村 財田大野村 栗井村 大野原村 伊吹村

高知県		
二級地	三級地	
土佐郡 長岡郡 香美郡 安芸郡 日章村 後免町 大津村 大森村 野田村 長岡村 宇治村	高知市 安芸町 日章村 後免町 大津村 大森村 野田村 長岡村 宇治村	周桑郡 新居郡 宇摩郡 上浮穴郡 伊予郡 喜多郡 西宇和郡 東宇和郡 北宇和郡 南宇和郡 丹原町 壬生川町 想生村 泉川町 角野町 中萩町 大生院村 松柏村 金生町 上分町 寒島町 寒川村 久万町 郡中町 松前町 大洲町 五十崎町 内子町 栗津村 長浜町 三瓶町 川之石町 宇和町 野村町 吉田町 近永町 御荘町 城辺町

福岡県	五級地	
福岡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	一級地 安芸郡 安芸町 室戸町 奈半利町 田野町 安田町 室戸御町 赤岡町 岸本町 山田町 野市町 夜須町 片地町 日章村 後免町 稲生村 大津村 介良村 大篠村 野田村 長岡村 宇治村 伊野町 八田村 高岡町 佐川町 越知町 窪川町 多ノ郷村 宿毛町 清水町	吾川郡 須崎町 高岡郡 幡多郡 中村町
四級地		
鞍手郡 木屋瀬町 植木町 小竹町 宮田町 香月町 芦屋町 中間町 水巻町 遠賀村 宇美町 香椎町 多々良町 志賀島村 和白村 和臼村 志免町 糟屋郡 田川市 糟屋郡	久留米市のうち昭和二十六年三月三十一日における久留米市の区域 大牟田市 小倉市のうち藍島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域（湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く）並びに旧企救郡の志井、中島、山路、昭和十六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域 直方市 飯塚市 久留米市のうち昭和二十六年三月三十一日における久留米市の区域 大牟田市 小倉市のうち藍島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域（湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く）並びに旧企救郡の志井、中島、山路、昭和十六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域 福岡市のうち立花寺、金隈、上長尾、檜原、柏原、堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古 八幡市のうち永大丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小嶺、中河内及び戸下田	戸畑市 小倉市のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 門司市

三級地			
嘉穂郡	吉月村 西川村 碓井町 山田町 大隈町 稲築町 庄内町 額田村 二瀬町 幸袋町 鎮西村 穂波村 桂川町 春日村 那珂町 香春町 勾金村 添田町のうち大字庄、添田、中元寺、野田、餅田及び落合	田川郡	
筑紫郡			
久留米市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	猪位金村 大任村 川崎町 糸田町 金田町 赤池町 方城村		
小倉市のうち昭和二十三年九月九日における旧金教郡東谷村の区域			
糟屋郡	古賀町 須恵村 多々良町 東郷町 岡垣村		
遠賀郡			
鞍手郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域			
嘉穂郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域			
		二級地	
筑紫郡	大野町のうち字牛頸以外の地域 二日市町 日佐村	柳川市	大川村 勢門村 篠栗町 仲原村 新宮村 宮武村 赤間町 東郷町 福岡町 津屋崎町 甘木町 水城村 太宰府町 田隈村 前原町 雷山村字篠原 周船寺村 元岡村 北崎村 吉井町 田主丸町 荒木町 大善寺町 大川町 城島町 福島町 黒木町 羽犬塚町
田川郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域	京極郡 八屋町	糟屋郡	
八女郡			
三潞郡			
浮羽郡			

一級地 糟屋郡 立花村 小野村 青柳村 久原村 山田村 宗像郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 朝倉郡 杷木町 立石村 大野町字牛頭 筑紫郡 水城村 筑紫村 山家村 岩戸村 安徳村 入部村 金武村 糸島郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 福吉村 一貴山村 長糸村 雷山村のうち字篠原以外の地域 怡土村 桜井村	山門郡 三橋町 瀬高町 三池郡 京都郡 岡田町 行橋町 栗村 犀川町 築城村 八津田村 椎田町 八屋町 吉富町
---	---

[illegible]

佐賀県				
三級地	二級地	一級地		
佐賀市 唐津市 佐賀郡	三養基郡 東松浦郡 西松浦郡 相知町 島栖町 高木瀬村 本庄村	杵島郡 藤津郡 神埼郡 三養基郡 基山町 田代町 基里村 麓村 小城市 牛津町 三日月村 北多久町 相知町 瀬木町	築上郡 今元村 仲津村 秋郷村 泉村 豊津村 下城井村 葛城村 西角田村 角田村 山田村 千束村 三毛門村 南宮富村	

長崎県				
四級地	三級地	二級地		
長崎市 佐世保市 西彼杵郡 藤津郡	西彼杵郡 高島町 高浜村のうち端島 深堀村 香焼村	島原市 諫早市 大村市 西彼杵郡 茂木町 蚊焼村 伊王島村 崎戸町 大島町 平戸町 柚木村 福江町 富江町 有川町 奈良尾町 武生水町 勝本町 那賀村	西松浦郡 有田町 東有田町 二里村 東山代村 山代町 北方町 大町町 六角村 白石町 鹿島町 浜町	

田河町 下県郡 敵原町 磯知町 豆殿村 仁田村 佐須奈村 上県郡		一級地 西彼杵郡 高浜村のうち端島以外の地域 野母村 脇岬村 樽島村 為石村 川原村 日見村 天土村 長手村 時津町 江ノ島村 平島村 瀬戸町 式見村 福田村 川棚町 下波佐見村 上波佐見町 宮村 折尾瀬村 江上村 多比良町 神代村 小浜町 加津佐町 口ノ津町 大島村 生月町 中野村 紐差村 津吉村 小値賀町
--	--	---

平町 神浦村 南田平村 田平村 新御厨町 志佐町 上志佐村 調川町 今福町 福島町 磯島村 江迎町 鹿町町 小佐々町 佐々町 吉井町 世知原町		熊本県 四級地 荒尾市 熊本市 三級地 八代市 人吉市 水俣市 宇土郡 玉名郡 鹿本郡 三角町 玉名町 山鹿町 八幡村字熊入 隈府町 郡築村 本渡町 牛深町
--	--	---

一級地 飽託郡

龍田町	川上村	西里村	小島町	高橋村	池上村	城山村	八分字村	藤原村	中塚村	供合村	広畑村	小山戸島村	田迎村	御幸村	宇土町	玉名郡	鹿本郡	宇土郡	菊池郡	阿蘇郡	上益城郡	下益城郡	八代郡	芦北郡	天草郡
八幡村のうち字願入以外の地域	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村	八幡村

大分県

一級地	二級地	三級地	四級地
西国東郡 東国東郡 速見郡 大分郡 北海郡 大野郡 直入郡 玖珠郡	日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 西国東郡 速見郡 大分郡 北海郡 直入郡	大分市 中津市	別府市 中村 二江町 志岐村 富岡町 牛深町

宮崎県		鹿児島県	
三級地	延岡市	三級地	鹿児島市
二級地	宮崎市 都城市 日向市	二級地	川内市 鹿屋市
一級地	下毛郡 宇佐郡 玖珠町 今津町 四日市町 眠館村 柳ヶ浦町 長洲町 宇佐町	一級地	日南市 小林市 宮崎郡 清武町 生目村 佐土原町 広瀬町 住吉村 南郷町 福島町 高岡町 本庄町 綾町 高須町 真幸町 高鍋町 富田村 妻町 都農町 門川町 諸塚村 椎葉村 高千穂町 日ノ影町

枕崎市		枕崎市	
一級地	枕崎市 串木野市 阿久根市 揖宿郡 川辺郡 日置郡 薩摩郡 出水郡 伊佐郡 給良郡 嚙喉郡 肝属郡 熊毛郡	一級地	枕崎市 串木野市 阿久根市 揖宿郡 川辺郡 日置郡 薩摩郡 出水郡 伊佐郡 給良郡 嚙喉郡 肝属郡 熊毛郡
二級地	指宿町 山川町 加世田町 伊集院町 伊作町 宮之城町 出水町 米ノ津町 高尾野町 大口町 加治木町 日当山村 国分町 隼人町 岩川町 財部町 末吉町 志布志町 垂水町 串良町 高山町 西之表町 中種子町 下屋久村	二級地	指宿町 山川町 加世田町 伊集院町 伊作町 宮之城町 出水町 米ノ津町 高尾野町 大口町 加治木町 日当山村 国分町 隼人町 岩川町 財部町 末吉町 志布志町 垂水町 串良町 高山町 西之表町 中種子町 下屋久村
三級地	熊毛郡	三級地	熊毛郡

備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定めない限り、昭和二十七年十月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

○有田委員長 この際委員各位にお諮りいたしますが、別表第六の修正案の印刷物中事務的な誤りの箇所がまだ若干残つておると思ふのでありますが、これらの正誤箇所の取扱いにつきましても、すべて委員長に御一任願つておきたいと思ふのでありますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたしました。

この際委員長より人事院總裁に一言お伺ひいたしておきたいと思ひますが、ただいまの地域給の修正案につきましても、急いで案を作成いたしたもので、法律的にはやや不明確な箇所があるかもしれませんが、これらの取扱いにつきましては、ただいま委員長に御一任願つたのですが、人事院においてこれがこの委員会で決定されました後に、たとえば町や村という文字が脱落しているとか、区域の範囲が明確になつておらないとかという部分がありましても、これが実施にあたり、当委員会の意思を尊重して善処してもらいたいと思ひますが、御所見を承りたいと思ひます。

○浅井政府委員 実施官庁といたしまして、御趣旨に従つて善処いたすつもりでございます。

○有田委員長 別に御発言もないようでありましますから、ただいまより両法案並びに両修正案を一括議題として討論に付します。討論は通告順にこれを許します。丹羽喬四郎君。

○丹羽委員 私は自由党を代表いたします。ただいま議題となつております給与関係の二つの政府の原案に賛成

をいたし、野党三派の修正案に反対をいたすものでございます。

今回提出せられたる政府原案は、現行給与の約二割方の引上げでございます。これでは十分である、満足であると考えている次第ではございません。公務員諸君の生活の現状が相当困難でありますことは、十分に認識いたしてゐるのでございまして、これが改善に對しましては、最善の努力をいたしたいと考えておるのであります。でき得れば、人事院勧告案、あるいはそれ以上の給与ベースの改訂をもつて、公務員諸君に報ひたいと思つておりますが、一面われわれといたしましては、現下の財政、経済事情、国民の負担、国民の生活水準等をあわせ考えねばならぬのでありまして、現在のところ政府案程度がやむを得るところであらうかと考えてゐるのでございます。今回の改正によりまして所要経費は一回の改正によりまして約三百二十二億に達しまして、さらに地方団体職員を加へますと、総額で約三百二十二億に達しまして、さらに地方団体職員をこれに準じて引上げますと、これが二百七十五億円でございまして、これを合算しますと、五百九十七億に達する次第でございまして、一方今般の減税によりまして、なお相当の負担を考へますと、ただいまのところこゝろが限度ではなからうかと思つてございまして、さらに昨年十一月の給与引上げ以来本年十一月までに、消費物価はわずかに一・五%の上昇を示しているのにすぎません。また民間賃金も毎月の勤労統計によりまして、一八・三%の上昇を示しているのであ

りますから、これらを勘案考慮いたしますと、これを上まわる二割程度の給与の引上げは、これまた現在のところでは妥当ではないかと思つてございまして、しかしながら政府の原案のうちで特に不安に思ひますのは、最も動き盛りの大級、七級、八級あたりの給与カーブが、やや中だるみの傾向が見えることとございまして、今回の給与改訂の際には、これら中堅層の給与の改善を強く要望いたす次第でござい

ます。最後に地域給に關する別表第六のとでございまして、これはただいま竹山委員からのお話もございまして、その経過をたどりまして、人事委員全員一致で、しばしば従前より論議せられておりましたところの地域給に關する不権衡の是正に努めて、一応の成果を得たわけでございまして、私どもといたしましては、今日のこの修正案をもつて、これまた満足すべきものではございせん。まだ不平等の点がございしますが、これをできるだけ早い機会に再修正いたしまして、人事院におきまして、再勧告されることを切望いたしまして、私は地域給に對する修正案に賛成をする次第でございまして。

○有田委員長 竹山祐太郎君。○竹山委員 改進黨は政府原案に反対をいたし、ただいま野党三派によつて提案をいたしました修正案に賛成をし、別表第六につきましても、改進黨としては希望を付して賛成の意を表する次第であります。

○有田委員長 受田新吉君。○受田委員 私は日本社会党を代表して、政府原案に反対をし、野党三派共同の修正案及び一般職の職員の給与に關する法律の別表第六の勤務地手当支給

地域区分表に賛意を表するものであります。

まず政府原案に對するところの反対の理由を申し上げますならば、この国家公務員に對する給与改善ということ、独立国家となつて眞の面目を發揮するために、国家の公務に従事する人たちに眞に職責を遂行せしめるための最も重要な手段であり、またそれに対する国家としての責任であります。これが具体的に人事院によりまして、理論的にもまた實際的にも幾多の検討を加へ、その専門的な知識の動員によつて、勧告案がすでに五月実施一万三千五百十五円ベースという基本線を描いて政府に打出されておりましたにもかかわらず、政府は十一月よりこれを実施するとともに、人事院勧告よりも七億円も下まわるところの原案を提出したのであります。この点につきましては、民主国家といたしまして、少くともこの専門的な給与体系に検討を加へる機関である人事院が存在する以上、国家は財政的な事由などというものを、こゝとさら取上げてまでこの人事院勧告をけ飛ばすような措置に出ずして、人事院勧告をそのまま政府原案として提出する用意がなせられなかつたか。財源的に百八十九億という予算の追加が必要であるというこの野党三派の修正案に對しまして、政府はこの財源を求めの道なしと断定をしたのであります。少くともインフレントリー・ファイナンスの一般會計への繰りもどし、また繰越金、財政余裕金、あるいは安全保障費の節約とか、少くとも今政府自身が十分手をつけ得るところの財源が残されていることは、これまた先般の予算委員会で野党の各位より十

分討論の尽された通りであります。こ
ういう意味から、われ／＼といたしま
しては、少くとも政府は人事院の存在
を十分意識する以上は、この線を認め
るところの方途に出なければならな
かつたと思ふ。最近人事院の輕視論が
出、あるいは廃止論まで出て、政府の
中の責任の面にある者までもこれを放
言するにおいては、人事院の存在を否
定する意図があるようにわれ／＼は疑
わざるを得ない。その現われが、人事
院の勧告を無視して、ここにはるかに
下まわるところの政府原案を提出した
ものであるという疑義さえも
われ／＼は十分認めざるを得ないので
あります。従つて私たちは少くとも国
家公務員に對しまして、人事院の立場
が十分納得できるように、この給与改
訂にあたつては人事院勧告の線を実施
し、少くともこれは財政的な立場を考
慮して、八月よりこれを實施するとい
う線を打出さなければならぬという結
論に達しまして、野党三派の提出した
修正案に賛意を表するものでありま
す。

また政府原案によりますと、常勤的
な性格を持つ非常勤勤務者が約十二、
三万おるのでありますが、こういう人
たちに対する期末手当というようにな
こなどは、全然法制的に考慮されてい
ない。これに對するわれ／＼の質問に
よつて、ようやくこれに對する具体的
な措置を考慮するという事になつて
来たのでありますけれども、少くとも
法制的にこれを明文化しなければなら
ない。あるいは休職者もしくは未復員
公務員に對しまして、これまた期末手
当を支給すべきであるとわれ／＼は考
えております。何となれば、休職者の

ごときものは、眞の自分のあやまちと
いう意味でなくして、まことに不幸な
運命に襲いかかれて病氣にかかり、
そしてこの寒い冬も、お正月も病床に
呻吟しなければならぬ。こういう人
たちが、同僚が元氣盛んに勤務して
かつ全部の職員に十分とはいへなく
も期末手当が与えられ、それをいただ
いておるといふときに、休職者がおも
ひ代すらもらえないといふことは、い
かに寒い冬、寒いお正月を迎えさせる
かといふことになるのであつて、こ
の点においても、われ／＼はこういう
人たちにこそ、国家があなたにかい愛の
手を差延べて、病床におもちを送るこ
う思いやりが必要ではないか。これ
に對する予算がきつて少額であるこ
とははつきりしてゐる。また未復員公
務員におきましては、戦いの終つた八
たび目のこの冬を異國の空に送るこ
われ／＼の同胞の同じ政府職員のもの
上を思ふとともに、この方々をいつま
でもお待ちになつて、いらつしやるお
家族の身の上を思ふときに、自分の夫
が歸つてくれさえすればいい、つばに
國家公務員としてお手当も、また期末手
當もいただけるのに、夫がまだ歸つて
来ぬばかりにおもち代さえもらえな
い。さらに三七ベースで給与を押えら
れて、少額の給与を与えられているに
すぎないといふときに、いまだ歸らざ
る方々、またこれを持たれるお家族の
方々を思ふときに、これら未復員公務
員に對しておもち代を差上げて、その
悲しみを補つてあげるといふ愛情がな
ぜ持たれなかつたか。これに對する国
家予算もこれまたきつて少額であり
ます。このきつて限られた少額の予
算さえも融通することができなくて、

しかも電源開発その他につまらぬ融資
をするとか、財政的な資金の政府の不
公平な分配によつてなされる欠陥を見
のがしておいて、こういう人たちに對
する愛情の政治を断行しないといふと
ころに、われ／＼といたしましては、
この際政府原案を十分考へて行かなけ
ればならぬのであります。

「社会党は電源開発を否定するの
か」と呼び、その他発言する者多
し」

○有田委員長 静肅に願います。

○愛田委員 従つて政府はこうした不
幸な人々に對する思いやりを持つとい
う政治を実現するといふところに、徹
底的な対策を講じなければならぬ。
いわんやわれ／＼といたしまして、こ
にさらに考へなければならぬこと
は、この政府原案によりまして、特に
公共企業体の職員、国鉄の職員は仲裁
裁定を實施していただくことになりま
して、この点一般公務員であります
この國家公務員と比較するならば、
相当額の給与の差があるものでありま
す。この点につきまして、少くとも
同じ性格を持つ職員は、公共企業体で
同性格を持つものとして、郵政省の企
業職員あるいはアルゴール工場に働く
人、印刷庁に働く人たちに對しては、
同等の給与を支払ふべきことは当然で
ある。いわんやこれら人事院勧告によ
うした差異を持つものには、政府の給与
体系に對する大きな矛盾があるのであ
つて、仲裁裁定を重んずることによつ
て、同時に人事院勧告を重視するとい
ふことが必要ではないか。こういう点に
おいても、ことさらに人事院勧告を無
視した政府の一般職の職員の給与に關
する法律の一部を改正する法律案に對

しては、われ／＼は賛意を表し得ない
のであります。

なおここに別表の第六といたしまし
て、地域給の改正がなされたのであり
ますが、これは公務員に對して少くとも
一歩前進の待遇改善であるといふ点
において、われ／＼は大いに賛意を表
します。と同時に、さらに忘れてなら
ないことは、特殊勤務をいたしますと
ころの僻地に働く人々であります。こ
の僻地に働く人々、すなわち山間僻地
あるいは離れ島等において文化の恩恵
にも浴せず、あるいは交通不便のため
都市との連絡もできずに苦勞の生活
をしてゐる人々に對してこそ、思い切つ
た給与改善をすべきである。従つて僻
地手当のごときは教員の研修手当と
もに抜き出して、これは法制化して考
へるべきであるといふことを、われわ
れは政府に迫つたのであります。これ
も、これまで受入れられなかつたので
あります。私たちはこのように一般職
の公務員に對して、政府自身の上に厚
く、下に薄いとこゝろの考へ方をもつ
て、給与体系を實施してゐるとも
に、忘れ去られようとする人々をそ
のまま忘れ去つてゐる。国民の中に
公務員の中に、一人として不幸な人々
をつくらぬという徹底した大衆愛に燃え
た政治を忘れてゐる。こういうところ
にこの法案に對する大きな欠陥のある
ことを認めるのであります。従つてこ
に実情に即したところの最低賃金制
の確立を十分法律案に盛り込むこと
に、今申し上げたような公務員のすべ
てにまで行き渡つた、深い愛の手を政
治的に打たなければならなかつた、こ
れが忘れられてゐるといふところに、
この法案の大欠陥があることを指摘せ

ざるを得ないのであります。私はこの
意味におきまして、政府はすべからず
この法案に對して猛反省を要求する
とともに、この法案に對して断固反對を
せざるを得ないのであります。

以上簡單でございましていただければ、
原案に對する反對と、野党三派の修正
案並びに別表第六に對する賛成討論を
終る次第であります。

○有田委員長 小松幹君。

○小松委員 私は日本社会党を代表
いたしまして、ただいま議題となりまし
た、一般職の職員の給与に關する法律
の一部を改正する法律案に對しまして
反對いたし、修正案に對し賛成するも
のであります。

この法律は、全国九十一万の國家公
務員の賃金を決定する法案でありまし
て、これに關連した地方公務員の賃金
をも定める法律でありまして、いわゆ
るベース改訂を中心とする給与改正法
であります。この法律は、この法律は、こ
れらの公務員の今日の生活を決定する
重大なる影響をもたらすものでありま
すから、私はあえてこの席上におい
て、政府並びに与党各位に反省を促
し、修正案に賛成いたしたいと思つて
であります。

第一政府は、財政上の理由として現
行ベース二割増し、一万二千八百円
ベースという、現在の世上から考へた
ならば、まさに常識はずれの低賃金を
押しつけてゐるような形になつてお
るのでございます。これでは今日の
國家公務員並びに地方公務員のまじめ
な勤勞と、その成果をまつた無視し
てゐるのみならず、苛酷な労働条件
に、さらに賃金を民間水準以下にくぎ
づけしようとしてゐる点が、明らかに

なつておるのでございます。これは低賃金政策の現われであるとともに、私は吉田内閣そのものの持つ、反勤労者の性格をこの法案において暴露しておるものと云わなくてはならないのでございます。

一体今日成人一人の生活費が、いかに最低といつても月四千四百円で事足りるでございましょうか。ベース平均一人一日八十六円の生活費の計算になります。これが、これより少しと考へている政府は、一体国民にどのような生活をしろといつておるのか、きわめて了解に苦しむものであります。

そも、賃金設定の基準は、何といつても現実の生活費を保障する賃金でなくてはならないことは、論をまかせません。食えない、着れない賃金においては、働くと能率も上がらないといふことは、当然すぎる当然であると思ふのであります。いかなる理由がありましようとも、国家が雇傭する公務員の賃金でありまして、最低の生活を償い得る賃金設定がなされるべきが、私は当然であると思ふのであります。それがまた民生安定、能率向上のための政府の責任でもあると思ふのであります。現在公務員は、このような政府の生活のできなない低賃金に對して反對いたしまして、町に出て品物を買つて来てくれ、どれだけ金がかかるか、かような考へのもとに、マーケット・バスケット方式によつて、買物かごを用意しながら市場に出かけ、一人最低八千円という最低賃金を打ち出してゐるわけでございます。これは決して今日において高い要求ではないと私は考へます。昭和七、八年ごろのあの不況時代の、中学校卒業者が四十円の初任

給をとつてゐたことを思い出したのであります。現在のこの八千円から考へれば、二百倍の賃金要求になつております。ところが物価を考へてみますと、昭和七、八年ごろの物価よりも三百倍、飲食物資に至つては五、六百倍になつてゐるといふことは、だれもが知つてゐる事実であります。かように考へましたならば、一人八千円を要求している賃金は、まことにつつましやかな最低の要求である、私は賛意を表したのであります。これに對して人事院は、去る八月一日一万三千五百円ベースを勧告いたしました。この勧告も、きわめて私は不可解な点を感ずるのであります。人事院は、食糧方式をとつておられますが、市場に出ていかも東京の市場に出まして、物を買ひあつて、一番安い物を買つて、それで人事院勧告の実効価格を出してゐるわけでございます。もつと具体的に言つたならば、人事院はしなびた野菜を買つたり、齒にも立たないような馬肉を何かを買ひあつて、それで人事院勧告案をつくつておると考へざるを得ないのであります。それにしてもやはり現在の生活から考へるならば、一万三千五百円というベースになるわけでありまして、

かように考へて来ましたならば、政府の今回提出した一万二千八百円ベースといふものが、いかに現実の生活にふつり合ひであり、理論的に合わない低賃金であるかといふことは、納得できるわけでありまして、これではいかに国家公務員なり地方公務員が、まじめに努力しようとするに耐えておつても、耐え切れない、追ひ詰められた心境になると

いうことは、やむを得ないことであります。憲法に保障されてゐる健康で文化的な生活、これを完全に今すぐ実施してもらひたい。かようなことは申しませんけれども、今日の国家公務員の心情を察するときに、私は何といつても心身とも健康を保たなければならぬと思ふ。政府は共産党をおそれ、その対策に多くの金を費しておられますけれども、はたしてこれが共産党防禦の政策であらうかと疑わざるを得ないのであります。それよりもむしろその前に、これら公務員の心身とも健康をはかつて、正常なる勤労者の精神の高揚をはかることこそ、最も必要なことではないかと私は考へるのであります。

政府は金がない、財政的に困難だからこのベースでがまんしてくれといつておられますけれども、金がないのではない、出さないのであるといふことは、先般の委員会においても、私の質問によつて明らかにしたところでございまして、他國の軍隊の宿舎を建てるために、他國の民族を守るために、日本の公務員を現実に低賃金の犠牲に置いておくといふことは、私は耐えられない氣もいたしません。日本の安全保障は品やバズーカ砲で守れるものではない。国民のほんとうの精神的、肉体的健康と文化性を持つてこそ、初めて日本の安全保障があるのである。

かように考へましたときに、一応合理的に算出され、しかも世論において最も妥当とされておるところの人事院勧告案を、せめても採用して施行することが、民心の動揺を防ぎ、国家公務員の心身の安定をはかる唯一の政策ではないかと、かように考へて私はこの修正案に賛成するものであります。どう

かこの点を御考慮いただきまして、政府当局は今後もかような低賃金政策を施行しない、国家公務員の要望を切にに入れて、最後につけ加へまして、私は大體政府提出の一万二千八百円ベースに日本社会党を代表しまして、断固として反對するものであります。

○有田委員長 館後三君。

○館委員長 私は労働者農民党を代表いたしまして、政府の原案に反對をし、さらに野党三派の修正案についても反對を表明せざるを得ないことをきわめて遺憾とするものであります。賛成する委員及び反對する委員がある述べられたことのうちで最も主要な点は、財政的やり繰りができないといふことが主眼点でありまして、この財政的やり繰りができないならば、政府といへども人事院勧告をそのまま履行し、国鉄裁定及び専売裁定のごときものを、あやうふうに十一月に持つて来るという形にしてしまふことはなかつたというお話であらうと私は感ずるのであります。そこで財政的にやり繰りができないかといふところの根本問題は、自由党の諸君や、改進黨の諸君と私たちの党の立場が違ひますから、見解の相違として擧げられればそれきりでございましてけれども、日本の今日置かれた国際情勢の判断の上に立つて、自由党の諸君や、改進黨の諸君が再軍備の準備形態に入つて、そのための予算を二十七年に於いて多量に獲得しておることに根本的原因があるのであります。しかもこのわれわれの党の立場からするとこの戦争反對、従つて再軍備反對という項目を貫くならば、この人事院勧告にいたしまして、国鉄

裁定、専売裁定、全電通調停委員の案、そういうものにはいたしまして、あるいは地方公務員に関連する平衡交付金の問題にいたしまして、十分にこれを支出し得るところの余裕を持つておるのであります。しかも二十七年の予算において、二十六年から繰越し予算の二百二十億、また二十八年に繰越されようとしておる。さらにまた防衛費その他の、わが党が稱するところの戦争準備諸費の使い残りが見まして、これらを勘案いたしましても、悲惨な生活をしておるところの労働者諸君の賃金として、少くとも氣がねしながら持ち出しておるところの一万六千八百円ベース及び新制中学卒業生八千円、新制高等学校卒業生に對しての九千九百七十四円のベースを獲得させても、一向さつつかえないと、財政的立場から私にはいらないとおるのであります。そういう意味から考へますならば、これらの諸要求を十分に獲得できるのであります。再軍備の方向に予算を盛り立てておるがために、その金のけじめのしわ寄せがあらわれ、労働者全部にしま寄せがあらわれるが、一万二千八百円ベースであり、一万三千五百円ベースの人事院勧告となり、あるいは国鉄裁定の一万三千四百円といふ形になつて現われておるのであります。国鉄裁定の一万三千四百円にいたしまして、人事院の一万三千五百十五円にいたしまして、労働者がほとんどどこぞつて、どの組合も、どの立場におる人たちが言うておるやうに、一万六千八百円ベースといふと非常に大きいようですが、人事院の立て

ておる一日の食料費八十六円とこの一万六千八百円ベースの立てておる食料費を比較いたしますならば、わずかにこれが上まわつて百七円にしかつかないのではありません。従つて一万六千八百円ベースというものが、いかに最低の要求を出しておるかというところは、この点においても歴然としておるのであります。しかもこの給与体系を見ましても、上厚下薄になつておるのであります。上に厚く下に薄くなつておるのであります。しかもそればかりでなく、かかる低賃金で呻吟する諸君に對して、勤勉手当あるいは奨励手当というものをつけまして、暮れに臨んで金のやりくりになり、越せるか越されぬかと年の瀬に呻吟しておる労働者に当然与えられるべき〇・五のものと一つの〇・五を、勤勉手当あるいは奨励手当という名前によつて、政府あるいは労働管理当局者のごきげんをとるような者に對しては〇・七を与へ、悪い者に對しては〇・二を手をさるゝという極端な勤勞操作をやつておるに至りましては、実に氣の毒な次第であります。それからまた従来ある給与法律の中を見ますと、六箇月で昇給させる、九箇月で昇給させる、あるいは一年で昇給させるということを書いてございますのは、いかにもつともらしうございますけれども、その法律のさらにその次の条におきましては、政府予算の許す範囲内において、この昇給をさせると書いてあるのであります。こうなつて参りますと、百人の昇給期限に満足した者がありません。その百人が一応そろつて甲の成績であつた場合におきましても、政府の予算の出し方が従来毎年足りませんので、百人の人間が百人とも同じ成績を

持つておりましたも、たいていの場合七十八人か八十人しか昇給しておりません。そういうことになりまして、昇給に残された三十人、四十人の者は、また年末に行つて、お前の成績が悪いのだからといつて削られる。そういうようなえらいことに法律が定められておるのであります。私はこういう制度に對しては、ほんとうにこれは封建的な状態に給与体系をかえすものであると思ふ。現場当局者の勤勞管理がかくのごとき状態であるならば、昔あつた通りに、偉い人のふろをたきに行く者が昇給したり、偉い人の介当を運ぶ者が昇給したりするといふ形が出て来るのであります。労働の価値に對して払うという新しい意味における給与体系が、ここでまた崩れてしまふということ、私は非常に残念に考へるのであります。

いろいろ申し述べたいことはありますが、政府原案に對しては、そういう予算の措置がわれ／＼の立場からいへば絶対にできるものである。そのしわ寄せを労働者がひつかつて、さらに戦争になつた時分に、その労働者がまたまつ先に先頭に立たせられるという本質的な考へから、政府原案に反對をする次第であります。

三党修正案に對しては、私がこういう立場でいろいろ述べた欠点、かなりに修正されておることについては、私も修正に参加した一人でありますから、賛成はいたしますし、その点によろしいのでありますけれども、これを八月から実施としたといふことはどういふことであるか、少くとも五月から実施すべきでないかと私は考へるのであります。しかもこの八月実施の形によつて出された三党修正予算案の概要を見ますと、私たち党として、基本的な考へて、こうしなければならぬと思つてゐる戦争準備予算に對しては、ただ少しだけしな手をつけておらないばかりでなく、かえつて酒及び砂糖の消費税が増加しておるような状態でございまして、かくのごときであつたならば、この一万三千四百円のベースをきめたといはしても、これだけ一万六千円に比べて一万三千円が低いところへ、さらにそういうことになつて参りますと、とんでもない。労働者は名目賃金は上りますけれども、實質的にはますます零落の一途をたどるといふ形が出るのではないと思つております。しかも三党予算修正によつて、予算の増額を來すことになりまして、この予算の増額は、日本の予算総額は私たちの党として考へますと、少くとも年度初頭の八千六百億、それよりも下まわつた予算を立てなければ、インフレを抑へることができない、そういう、八千六百億よりも下まわつた予算でなければならぬと考へておるのであります。しかるにもかかわらず、この予算を増額して、さらに引續いて軍事予算を三党予算が削つてないといふことのために起きるところのインフレ傾向をどうするかという点について、もしその通りであるとするならば、これは給与増額を、ほとんど現在のような増額で、困難をしておる労働者をして、ますますインフレのために實質的賃金の価値を落して行くことになる。私たちはそういうことを考へまして、この修正案には全力をあげて協力をしたのでありますけれども、も、全体的な予算の措置から考へまし

て、当然このことを究明いたして明らかにしておく必要がありまして、こういうことを申し述べたのであります。そういう意味で反對の結論は出たつもりでございますが、ただ地域給の問題におきましては、別表六号は賛成をいたすといふことを申し上げて、私の反對演説を終ることにいたします。

○有田委員長 これにて討論は終結いたしました。

これより採決いたします。採決の順は、第一に一般職の方について、まず改進、社会兩派共同の修正案を採決し、次に全会派一致の共同修正案を採決し、最後に原案の採決をいたしまして、そのあとで特別職の方を採決いたしますから御了承願ひます。

採決いたします。一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案に對する小松幹雄外十名より提出の改進、社会兩派の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有田委員長 起立少数であります。よつて本修正案は否決されました。

次に有田二郎君外二十四名提出の各派共同の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有田委員長 起立総員。よつて本修正案は可決されました。

次に、ただいま議決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有田委員長 起立十二名であります。念のため、反對の諸君の起立を求めます。

〔反對者起立〕

○有田委員長 起立十二名、よつて可否同数であります。委員長は、国会法第五十条の規定によりまして、これを可決します。よつて一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案に修正議決いたしました。

次に、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有田委員長 起立十二名であります。念のため、反對の諸君の起立を求めます。

〔反對者起立〕

○有田委員長 起立十二名。よつて可否同数であります。委員長は、国会法第五十条の規定により、これを可決します。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に關する委員会の報告書については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なければさよう決定いたしました。

○有田委員長 この際お諮りいたします。本委員会に今日まで付託となりました諸議案は、約四百六十件となつておりますので、この諸議案の審査にあたります場合、一々本委員会が審査をする手続を省きまして、諸議案及び陳情書を審査する小委員会を設けまして、それに審査を付託し、その結果に基いて本委員会において、最終的決定をするといふことにいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なしと認めます。よつて請願及び陳情書審査の小委員を設置することに決定いたしました。

ただいま設置するにきまりました小委員の指名及び小委員長の指名につきましては、すべて委員長に御一任願つておきたいと思いますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたしました。

小委員及び小委員長の氏名は追つて公報をもつて指名いたします。

本日はこの程度にとどめまして、次会は公報をもつて御通知することいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時十五分散会

〔参照〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和二十七年十二月二十六日印刷

昭和二十七年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局